

## 令和7年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 日 9月4日（木曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開　　会　（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
金　子　浩　二　君	6
橋　本　和　之　君	13
茂　木　琴　絵　君	22
大　谷　純　一　君	30
○次会日程の報告	39
○散会の宣告	39
散　　会　（午前11時42分）	39

### 第 2 日 9月5日（金曜日）

○議事日程	41
○出席議員	42
○欠席議員	42
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	42
○職務のため出席した者の職氏名	42
開　　議　（午前 9時00分）	43

○開議の宣告	4 3
○報告第 3 号の上程、説明、報告	4 3
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○諮問第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○認定第 1 号～認定第 5 号の一括上程、説明、委員会付託	7 4
○次会日程の報告	7 9
○散会の宣告	7 9
散 会 (午前 11 時 23 分)	7 9

#### 第 9 日 9 月 12 日 (金曜日)

○議事日程	8 1
○出席議員	8 1
○欠席議員	8 1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 1
○職務のため出席した者の職氏名	8 2
開 議 (午前 9 時 00 分)	8 3
○開議の宣告	8 3
○認定第 1 号～認定第 5 号の委員長報告、討論、採決	8 3
○議員派遣の件	8 5

○閉会中の継続調査の申し出	8 5
○日程の追加	8 6
○議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○町長挨拶	9 5
○閉会の宣告	9 6
閉 会 (午前 9 時 53 分)	9 7

令和7年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月28日

千代田町長 高橋純一

1. 期日 令和7年9月4日

2. 場所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員 (11名)

1番	畠	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	巻	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○不応招議員 (なし)

# 令和7年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月4日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（11名）

1番	畠	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	巻	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	宗川正樹君
教育長	田島育子君
総務課長	茂木久史君
総合政策課長	須永洋子君
会計管理課長 兼税務会計課長	大谷英希君
住民生活課長	高田充之君
保健福祉課長	久保田新一君

産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	赤 井	聰	君
建設下水道課長	坂 部	三 男	君
都市整備課長	大 川	智 之	君
教育委員会 事務局長	森 田	晃 央	君
監査委員	森 田	和 信	君
農業委員会長	蛭 間	泰 四郎	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	下 山	智 德
書記	山 邊	悠 以
書記	鈴 木	貴 士

開 会 (午前 9時00分)

### ○開会の宣告

○議長（森 雅哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○諸般の報告

○議長（森 雅哉君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、規約変更2件、条例制定1件、条例改正6件、補正予算4件、契約の締結1件、諮問2件、決算の認定5件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和7年6月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、去る8月29日に教育委員会から、教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、併せて報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（森 雅哉君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

7番 酒巻議員

8番 橋本議員

以上、2名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（森 雅哉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの9日間と決定いたしました。

---

## ○一般質問

○議長（森 雅哉君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は、全員一問一答方式で行います。

最初に、3番、金子議員の登壇を許可いたします。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） おはようございます。議席番号3番、金子浩二でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、都市計画道路の整備事業に関連し、まちの安全や利便性に深く関わる赤岩駐在所、銀行など公共機関の移転問題に、そして役場駐車場の拡張について質問いたします。

まず、都市計画道路の整備は、本町にとって未来に向けた基盤づくりであり、交通の利便性や防災機能の強化、生活環境の改善に寄与する大きな事業になります。一方で、それに伴う用地の取得や住民の移転、そして公共施設の再配置という課題も同時に発生してまいります。町民の暮らしに大きな影響を与える事業であるからこそ、丁寧な対応と明確な方針が求められると考えます。

都市計画道路に関わる移転について伺います。赤岩駐在所は、交通安全や治安維持の拠点ですが、都市計画道路との重複がある場合には移転が必要になり、駐在所と道路計画の関係や代替地、警察との調整状況について、町の見解を教えていただきたいと思います。

また、銀行の移転も関わり、高齢者などの生活に影響するため、移転計画や協議の進捗、対応策についてご説明願います。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路邑楽千代田線の道路事業につきましては、8月の25日月曜日に、道路計画の沿線に土地また建物を所有している方などを対象に地元説明会を行いました。その際、道路事業についての説明と、測量のための土地の立入りについてお願いをさせていただいたところでございます。道路がどの位置を通過するのかにつきましては、用地測量を行いませんと具体的な位置は分かりませんが、平成12年度に都市計画決定をしました計画図を見ますと、ちょうど赤岩駐在所と群馬銀行の建物の真上に道路計画がされており、建物の移転にご協力をいただけませんと、道路工事を行うことができません。

ご質問の赤岩駐在所と群馬銀行の移転についての調整状況ということでございますが、昨年、大泉警察署、それと群馬銀行館林支店を訪問させていただき、道路事業の概要について説明をさせていただきました。その際、道路事業についてはおおむね了解をいただいておりますが、補償額等を含めた具体的な交渉につきましては、これから進めていく予定でございます。

現在の赤岩駐在所につきましては、千代田町が所有する土地に建っております。移転先につきましては、警察の意向も聞きながら候補地を探すことになりますが、駐在所につきましては、地域の治安を維持するための重要な施設であります。また、小中一貫校の整備計画もありますので、極力現在の場所から遠くならない場所に移転先を見つけられればと考えております。

また、群馬銀行につきましては、道路事業を理由に千代田町から店舗がなくなるないように申入れを行うとともに、適地となるような候補地を選定して、ご提案させていただければと考えております。

いずれにつきましても、具体的な移転候補地がお示しできる段階となりましたら、改めて皆様にご説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、このほかにも、道路事業により土地が買収となる方や建物等の移転をお願いしなければならない方もいらっしゃいますので、関係する皆さんに丁寧に説明を行いながら、道路事業についてご協力ををお願いしたいと考えております。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 都市計画道路整備に伴い役場駐車場の動線やアクセスが変化し、駐車場台数も減少すると思われます。現在も、工事の関係で駐車スペースの不足が否めません。また、高齢者が遠い場所に止めざるを得ないといった声があり、適切な駐車場の整備が求められております。

そこで、現状の収容台数や代替地拡張計画など、具体的な検討はされているのでしょうか。また、高齢者や障害者に向けた区画の状況についても教えていただければと思います。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

駐車場の件でございますが、今回の都市計画道路事業によりまして、役場東側の駐車場の一部が道路の予定地となるため、新たな駐車場の確保につきましては、庁舎管理の所管課であります総務課のほうで駐車場用地を検討しているところでございます。

また、現在の役場駐車場、東側の駐車場になるのですけれども、そちらの台数につきましては、一般の駐車場が98台、それから思いやりの駐車場が2台、役場の玄関前に1台というような台数になります。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。将来を見据えたまちづくりを進めた上で、道路などのハード整備と同時に、そこに暮らす住民の日常の安心安全、利便性をいかに確保していくかが問われます。単に施設を移すのではなく、町民の声に耳を傾け、行政として寄り添った対応を取っていただくことを強く要望いたします。

続いて、赤岩チャレンジショップと東部住宅団地テナント複合施設の管理運営体制と今後の方向性

について伺います。町が整備する各種公共施設は、町民の利便性向上や事業者支援、地域活性化を目的とした重要な資源であります。中でも、テナント複合施設や赤岩チャレンジショップは、商業や創業支援、イベントなどの拠点として期待されます。この2つの施設全体の運営体制、つまり管理業務の委託先やその評価体制、維持管理費と収益のバランスといった点についても、町として、より効果的な運営を実現するためにどうお考えなのでしょうか。お答えください。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

テナント複合施設につきましては、都市整備課の所管となります。3棟中の1棟にふれあいタウンちよだの現地案内所を移転し、残りの2棟には飲食店などを誘致する計画です。そして、施設の管理運営については、民間事業者への委託を含め検討しているところでございます。民間事業者は、施設管理や賃貸物件の運営、テナントとの交渉、契約管理など、豊富な経験や知見を持っております。その結果、町が自ら管理する場合よりも、効率的かつ適切に運営を進めることができる可能性があります。民間事業者への委託は、町の負担を軽減しつつ、施設の運営を効率化させる手段の一つであるため、こうした点を踏まえ、またコスト面も考慮しながら、最善の方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、赤岩チャレンジショップについてですが、年度内にコンテナ等の配置及び整備を完了させ、来年4月の開業を目指して準備を進めています。こちらも、テナント複合施設と同様の理由から、民間事業者への委託を含め検討しております。テナント運営の成功事例等、視察を通じて学びながら、地域資源を最大限に活用し、関係人口の拡大につながる持続可能なまちづくりを目指してまいります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。

これらの施設は、単なる場所の提供だけではなく、地域の人材や事業の育成の役割しております。そのため、利用しやすさ、相談体制、地域との連携、柔軟な運営などの仕組みを整え、ソフト面での支援も含めて、町民や事業者にとって使いやすく、効果的なものであることが求められます。引き続き、利用促進への対応をお願いいたします。

続いて、先日、道づくり会議に出席いたしました。利根川新橋アクセス道路につきましては、間もなく正式決定に至る見通しでした。また、道の駅及びこれに関連するテーマパーク的な施設や商業施設等のアクセス道路周辺の開発の状況について、新たな情報がございましたら教えていただければと思います。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） ご質問にお答えいたします。

（仮称）利根川新橋アクセス道路の計画につきましては、群馬県が策定作業を進めており、館林土木事務所が開催する道づくり会議において、周辺住民の皆様と意見交換を行いながら検討が進められております。7月24日に開催された第3回道づくり会議では、アクセス道路の3つのルート案と、それぞれの特徴及び評価が示されたところであります。次回の道づくり会議において、ルート案の選定結果が示されると聞いております。このルート案の選定結果により、沿道地域における開発について具体的な検討が可能になるものと考えております。

なお、利根川新橋架橋に伴う道の駅の計画につきましては、昨年12月、議会定例会での大谷議員の一般質問の中で町長から答弁がありましたとおり、新たに生まれる人や物の流れを地域活性化につなげられるよう、テーマパークのような施設のほか、防災面での機能強化についても併せて計画してまいりたいと考えております。

利根川新橋の架橋とアクセス道路の開通までにはそれなりの年数がかかることに加え、沿線地域の開発構想を検討するに当たっても、財政面はもちろんのこと、関係機関との調整や開発上の要件をクリアしていく必要がありますが、当該地域は町の都市計画マスタープランにおいて将来的な土地利用を示す構想エリアとして位置づけておりますので、今後のアクセス道路の整備計画を注視しつつ、沿線地域における誘客施設などの整備構想についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。アクセス道路の正式決定に向けて最終調整段階にあるとのこと、関係各所のご尽力に心より感謝申し上げます。

また、道の駅を核とした地域活性化の構想や民間との連携による商業施設、テーマパーク的な展開の可能性についてもお伺いでき、大変心強く感じております。

町にとって、こうした拠点整備は、地域のにぎわい創出や観光振興、さらには移住定住にもつながる重要な取組であると考えております。今後、具体的な事業計画や運営主体、周辺インフラとの整合性についても検討が進むことと存じますが、地域住民の期待も大きく、丁寧かつ透明性のある情報提供がなされるよう、引き続きお願い申し上げます。

次の質問に移ります。全天候型の子供の遊び場について、町としての整備方針や今後の検討状況を伺います。昨今、気象の急変や猛暑日、降雨の増加により、野外での子供の活動が制限される日が多くなっております。特に今年のように連日35度を超える40度近い厳しい暑さの中では、外遊びを控える傾向が強くなり、子供たちが伸び伸びと体を動かすことが難しい環境となっております。

このような中で注目されているのが全天候型の遊び場になります。具体的には、気候や気温に左右されることなく、子供たちが安全に遊び、学び、交流できる室内型の施設のことを示します。全国各地の自治体でも導入が進んでおり、室内アスレチック、ボーネルンド型の大型遊具、キッズスペース

や読書、創作活動スペースなどを備えた複合施設が人気を集めております。子供たちが安心して遊べる空間は、単なる遊びの場にとどまらず、発達支援や保護者同士の交流、育児の孤立を防ぐ役割も果たし、地域の子育て支援体制の要になると考えます。本町においても既存の施設の一角などに整備することで、町内外からの来訪を促す拠点、つまり交流人口を増やすことにつながると考えます。町として、現在、全天候型の遊び場の必要性や有効性についてどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 久保田保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。

全天候型の遊び場の必要性や有効性についてですが、子育て世帯に対して子供が安全に遊べる環境を提供することは非常に大切なことです。屋外の施設は、雨天や猛暑、厳しい寒さなどの気候条件に左右されがちで、特に近年の気候変動に伴う異常気象の増加を考慮しますと、屋内型の全天候に対応する遊び場の必要性は高まっていると思います。子供が十分に体を動かし、遊ぶことは、心身の健康と発達に不可欠でございます。全天候型の遊び場であれば、天候の制約を受けずに安心して自由に遊べる環境が提供され、子供たちの健全な成長の支援につながるものと考えます。また、保護者の休日などに天候を気にすることなく家族で一緒に遊ぶことができるため、家族間のコミュニケーションが深まり、よりよい家庭環境が育まれるものと思います。併せて、地域の子育て世帯のコミュニティ形成の場としての機能のほか、子育てに関する情報提供や相談支援の場としても期待されます。さらに、全天候型の遊び場の存在は、町外からの多くの利用者を呼び込み、交流人口の増加に寄与するとともに、子育てしやすいまちとしてアピールすることができるものと考えます。加えて、施設の形態にもよりますが、災害時には避難所として活用し、町の防災力の向上に寄与する可能性もございます。当然のことながら、施設の整備に当たっては、財源や場所の確保、また運営体制の整備といった課題もございますが、全天候型の遊び場につきましては、子育て支援の充実、また子育て世代の定住促進や地域コミュニティの活性化、さらにはまちの魅力向上にもつながる施設として有効性が十分にあるものと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。大変前向きな考えを持っていただきまして、ぜひともこういう施設を町として進めていただければと思います。

仮に、こういう施設の整備を行う場合、既存の公共施設や商業施設の空きスペースを利用した複合的な活用やイノベーションによる展開や、また新規建設などの選択肢など、たくさんあると考えられます。そういう場合、財源の確保や補助制度の活用について、これらの見通しなどがありましたらお答えください。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

新規に建設する場合、地方創生に資するものと認められますと、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金の対象になりますが、この補助金をもらうためには、総合戦略等の計画に実施する施策として掲載する必要があります。そして、第2世代交付金の対象にならなければ、子供、子育て関連の補助金等で該当するものを探すことになります。基本的に、町の各種事業推進については財源確保が必要不可欠ですので、常に事業担当部署と財政担当部署などが相互に連携し、国、県などの補助金、交付金のほか、有利な起債の活用も含めて調査研究を行い、総合的に勘案しながら、町の財政負担が抑えられるように努めているところでございます。

いずれにいたしましても、補助金、交付金などのメニューは毎年変わっていきますので、実際に建設する時期にあるメニューの中から探すことになりますので、まずは本当に必要か、どういった形態が実現可能か、そしていつ頃を目指すのか、そういった検討を進めることが優先事項であると考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。補助金や交付金については、すぐにどうこうのとうわけではない。町の総合戦略にのせて、段取りを追ってちゃんと検討していかなくては難しいということなのですけれども、気象変動が著しく激しいこの世の中、早めの検討をしていただければと私は考えます。少子化や気象変動、子育ての環境の多様化が大変進む中で、地域社会がどのように子供たちを育み、保護者を支え、にぎわいと安心を両立させていくのは、まさに持続可能なまちづくりの根幹をなす課題と考えます。

最後に、町長にお伺いします。安心して暮らせる道路環境を整備し、子育て世代を地域に呼び込むことが将来の人口維持や地域経済の活性化につながるという観点から、本町における持続可能なまちづくりをどのように描いておられるのか、町長の見解をお聞かせください。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、おはようございます。質問にお答えしたいと思います。

第六次総合計画において、将来像を「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」と設定しております。今後、本町が持続的に成長、発展するためには、住みよい気候風土、豊かな自然を財産として、文化や伝統を継承し、活用しつつ、町民と企業、そして行政が協働しながら、一体的に活力あるまちづくりを進めていくことが必要となると考えております。令和10年度までに実施が決定している事業は総合計画のとおりですが、それ以降のものにつきましては、地域のニーズや社会情勢を見ながら検討していく必要があろうかと考えております。

金子議員の先ほどの質問にもありました、道路環境整備や子育て世代の流入ももちろん必要であります、町の財源、人員などが限られている中ではあります、皆さんと一緒に知恵を絞りながら、最も有効かつ効率的な事業を実施し、将来にわたりさらなる発展を続け、持続可能な輝かしい千代田町の実現を目指してまいりたいと考えております。

具体的に申しますと、第六次総合計画の中で、まず教育関係のほうでは小中一貫校のほうに今進んでいるわけであります。それと、その後の小学校の2つの学校の跡地の利用方法も考えていきたいと、こう考えております。なかさと公園については、リトリートの関係、さらには赤岩活性化事業といたしまして、先ほども答弁を須永課長のほうから述べましたように、あそこの赤岩の交差点ですか、そこについても人を呼び込んでこれから活性化を図っていきたいと、こう考えております。

東部地区におかれましては、店舗を中心とした20坪2店舗募集をかけて、そこに人が集まるような居場所づくりもつくっていきたいと、こう考えております。さらには、先日の臨時会でも皆さんに承認いただきましたように、スケートパーク、これも含めた中で、若人が集まって、そのような活性化につなげていければと思います。

西地区においても、利根川新橋、先ほどの質問にもありましたように、いよいよこれが動き出します。さらには、そこにアクセス道、その周りには道の駅、テーマパーク等々も含めた中で防災の拠点にもしたいと、こう考えております。都市計画道路の事業化も含めて、いよいよ2つ目の都市計画道路が、先日もそこで説明会を行いました。それについても年度計画をしていきながら、今年度、これから測量に入るわけですけれども、早いうちにこれも実現をしていきたいと、こう考えております。

それと、大型店舗の件もありますけれども、これも今担当課が相手方といろいろ模索している状況であります。打合せもしている状況です。いろいろまだまだやることがございます。それについては、総合的に考えていきますと、持続可能な町をつくっていくには、いろいろな政策を行いながら、人が集いながら、そこで町の活性化につなげていければと、こう考えております。

さらには、いろんな観点から皆さんに意見を聞きたいと。先般、皆さんもご存じのように新聞紙上で、関東学園大学の学生20名ぐらいを招きました、千代田町、2日間にわたり、いろいろ見ていただきました。間もなく総合的な意見が取りまとまつてくるかなと思っていますけれども、若い世代、20歳前後、大学の教授も見えました。その人たちに千代田町を見ていただいて、体験していただいて、どのようなまちづくりがよろしいか、若い人にもそのような意見を聞いていきたいと。本町のフィールドワークの研究を行って、意見を述べていただきたいと、このように考えています。

また、これは行政もサポートはするのですけれども、若者、ばか者、よそ者と、こういう観点から光恩寺で、我々の地域も造園業という地域があるのでけれども、植木の里という地域なのですけれども、全く関係ない、地元の造園業者でなくて、埼玉、東京を中心とした造園業者のグループがありますから、その人たちに集っていただいて子供たちと一緒に、先日28、29日だったかな、1弾目として光恩寺を中心に、そのような庭を作庭していただいたと。さらには9月の下旬に、今度子供たちも

集めて一緒にそこで庭造りを体験していただくと。いろんな観点から、そのような方も招きながら、まちづくりを進めていきたいと。そうすることによって、その延長線上に持続可能な町も誕生していくのかなと、私はそう考えております。

以上で終わります。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。持続可能なまちづくりを推進するのは、環境を守りながら、人と人のつながりを大切にしていただき、地域経済も活性化させることで、将来の世代によりよい地域を引き継いでいく取組だと私は感じております。

また、行政と地域が協力して進めることができ、安心で豊かなまちを実現する大きな力になると考えております。これからも総合的な持続可能なまちづくりをしっかりと推進することを要望し、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で3番、金子議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、橋本議員の登壇を許可いたします。

8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 議席番号8番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思います。

まずは、災害対策について何問か質問いたします。今年の防災訓練は、例年の9月第1週から10月第3週の10月19日に実施日が変更になりました。暑さ対策が主な要因の変更であると思いますが、訓練内容に今までとの変更点や特徴的な点がありますでしょうか。我々議会といたしましても、当日の防災訓練前に、議会災害対応要綱に基づきまして、全議員で集合訓練を行った後に防災訓練に参加する予定でございます。一般質問の通告後に今回の防災訓練の実施要領案を拝見させていただいたところ、前回と大きく変わったところは見受けられませんでしたが、今回の防災訓練で特に重点を置いているところを中心にご答弁いただければと思います。総務課長、よろしくお願ひします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

今年の第22回千代田町防災訓練でございますが、10月19日日曜日に、千代田町役場庁舎及び中学校の校庭のほうで実施を予定してございます。町防災訓練については、2年に1度の隔年で実施するという形で、前回2年前でございましたが、9月3日に実施をしました。先ほどのご質問のとおり、9月3日というのは最近の気象状況からとても猛暑という中で、2年前、当日は熱中症になるような方もいらっしゃいましたので、いろいろとその辺の改善点なども反省点を踏まえて、次回開催の改善点という形でいろいろ考えました。町の行政をはじめとして、消防署や町の消防団、それから小中学校

など、各行事など重ならないように認識しながら今回の日程となりました。既に7月29日火曜日に、コスメ・ニスト千代田町プラザのほうで関係者にお集まりいただいて、参加、協力関係の方々に訓練目的や事業内容についてのご説明をさせていただきましたが、前回と大きな変更点はなく参加体験型の、どちらかというと皆さんに体験して、実体験を踏まえて今後生かしていただく、そんな訓練という形で心がけておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 総務課長にご答弁いただいて、例年とあまり変わらないということでした。ただ、実施日が10月半ば過ぎになりますので、暑さも和らいでいることだと思いますので、町民の皆様がより訓練に集中して、実り多いものとなることを期待したいなと思います。

次の質問に行きます。防災訓練の訓練項目ともなっているAEDは、今年のおもてなしマラソンでも使用され、参加者が大事に至らずに済み、よかったですと思いました。AEDなどは本当に身近に使用されることが増えてきているなと感じておるところでございます。そのAEDの使用訓練も含め、町民には防災訓練だけではなく、定期的に防災、減災、避難の意識づけが必要だと思います。特にこの後の質問項目で触れる、若者に防災を含めた各種災害対策訓練に参加してもらいたいと思っているところです。防災訓練では、毎回小中学生が参加していますが、高校生以上の10代、20代、30代の方にもたくさん参加してもらいたいと思います。今後、ますます少子高齢化が進む中で、自助、共助の中の共助を中心的に担っていくであろう若者には、いざ災害にどのように対処するのかを身をもって知っておいてもらいたいと思うからでございます。

町民の災害対応への定期的な意識づけとして、町はどのように考えているか総務課長に聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

今年1月に開催いたしました第9回ちよだ利根川おもてなしマラソンでは、出場選手の方がゴール付近で心肺停止で倒れてしましましたが、周囲の方のご協力でAEDを活用して一命を取り留めることができて、その後の日常生活も以前と変わらず回復されたと伺ってございます。特にAED操作を含めた普通救命講習について多くの方に受講いただることは、緊急時に迅速かつ適切な応急処置を行うため、重要なスキルを習得する大変貴重な機会であると認識しております。

町の防災、減災対策の最も重要なことは、様々な普及活動を継続的に展開していくことにより、町民の方お一人お一人が防災意識の向上に努めて、多くの方が日々実践的な活動を積み重ねていただくことであると考えてございます。例えば先ほどの町の防災訓練に参加していただく。あるいは、身近なところですと、町の消防団や女性消防協力会、そちらのほうに加わっていただいて、活動を体験、

展開していただく。さらには、各地区の自主防災組織の活動に参加していただくなど、大変有効であると考えてございます。町としても、毎年定期的に防災講演会や避難所体験教室などを企画するほかに、防災、減災に関する情報提供を町の広報紙をはじめホームページ、さらには何年か一度発行しております暮らしの便利帳、さらにはふるさとカレンダー、その他もろもろのチラシや冊子などのそういった広報媒体を通じて、より一層の普及啓発活動に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 総務課長のご答弁で様々な普及活動を続けていくことが大事だよということで、それで自主防とかそういう話、あとは避難所運営体験というのかな、よく泊りがけでやったりとかしている、あれなんか私も本当にすごくいいなと思っているので、回数を増やすとか、人もいろいろ替えてやっていくとすごく有効的なものだなとは感じておりますので、今後もよろしくお願いできればと思います。

次の質問です。町では、防災訓練を含めた各イベントなどで定期的に災害時用の食料品などを配布しています。国でも、昨今では想定外の米の値段の高騰により、ある意味では災害対応にもなるのでしょうか、備蓄米の放出をして、米の安定供給に努めています。本町でも非常時用に食料品や消耗品を備蓄しておりますが、その入替えサイクルと処分方法をどのようにされているのかというのを総務課長に聞きたいと思います。総務課長、お願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

備蓄食料品につきましては、保存期限を基にローリングストックを行うことを基本とし、フードロスを極力少なくするために、主食となる食料品については7年保存のものを、また飲料水については15年保存のものを中心に購入して備蓄を行っております。

災害備蓄品については、管理システムの加除修正を行い、日々、備蓄品の種類や数量はもちろんのこと、保存期限や使用期限も把握しており、特に食品関係の保存期限の近いものについては、有効利用を考慮し、古いものを新しいものへと計画的に入替えを進めております。入替え後の食料品や飲料水などについては、町の防災訓練の参加者や自主防災組織での訓練活動、さらには子供たちを対象とした避難所体験教室などで試食や配布にて活用を行っております。

また、粉ミルクは、直近の例で申し上げますと、学校給食共同調理場の協力を得まして、今年の7月8日の献立に鳥肉とひよこ豆のトマトクリーム煮というメニューを取り入れていただいて、児童生徒に提供させていただきました。液体ミルクなどについては、町保健センターでの乳幼児健診の際に保護者の方へ配布なども行ってございます。その他、町が事業委託を行っているフードバンクおおいたみちよだへ提供を行い、極力無駄のないような有効利用に努めているところでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 備蓄品の入替えの処分は訓練で配っているのは見かけていたので、給食にまで使っているのだなということで、有効利用されているなというふうに感じました。また、入替えで新規に購入する際は、本町に即した形で使い勝手のいいものを準備してもらいたいなと思っております。

次に行きます。次の質問は、まさに災害級の猛暑により県道の雑草の繁茂が激しく、場所によっては人間の背丈を超える草が伸びていて、交差点に進入する際に道路状況が確認できないほどでございます。今までのよう、雑草が繁茂している場所を県に報告し、除草を要望することで作業が完了するようでは、見通しの悪い道路環境が長く続くことになりますので、夏場には定期的に除草作業をするように県へ申入れをしてもらいたいと思います。特に県道20号、足利邑楽行田線と県道38号線、368号線の通称赤岩県道の繁茂が激しく、大変見通しが悪いです。定期的な除草がかなわないようなら特に危険箇所と思われる、県道20号線の埼玉県から利根大堰を渡り、群馬県側に入った最初の手押しの信号機、上中森原口信号機を半感応式信号機に変更するよう要望してもらいたいと思います。手押しの信号機だと、自動車の運転手が降車してボタンを押すのはなかなか難しく、事故が起きる可能性が高いと思うからでございます。少し話が長くなってしまいましたが、県への要望について町の考えを聞かせていただければと思います。建設下水道課長、お願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

まず、県道沿いの除草についてでございますが、現状といたしましては、橋本議員がおっしゃるおり、区長さんや道路利用者の方などから町に要望や苦情の連絡があった際に、その都度館林土木事務所に連絡をして対応していただいている状況です。

ご質問の、県に要望してその都度除草してもらうのではなくて、夏場は定期的に除草してもらえるように申入れをしてほしいという件でございますが、町といたしますと以前から年間を通した業務委託による除草作業をしてもらえるように館林土木事務所のほうに依頼をしております。

また、県道の維持管理に必要な予算の確保につきましても、町村会や県議会を通じて要望もさせていただいているところでございますが、なかなか予算の確保が難しく、また、館林土木事務所が管理する場所も広いことなどから、年間管理による定期的な除草の実施には至っていないような状況でございます。町といたしましては、引き続き県道の適正管理について予算の確保も含めて要望していきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、上中森原口交差点の信号機について、現状の押しボタン式から半感応式に変更してほしいということでございますが、それぞれ長所と短所がございますので、地元として半感応式への変更とい

う要望があれば総務課から群馬県公安委員会に要望をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 建設下水道課長のご答弁で、私も除草作業の要望を課長にじきじきにしたこともあるのですが、予算確保の関係もあるというのは聞いてはおるのですけれども、なかなか本当に最近の猛暑で繁茂が激しくて、ちょっと刈っただけでまたすぐ伸びてきてしまうというような形なので、今後の県の対応に期待したいなとは思います。

次からは、若者の活躍について質問していきたいと思います。私は、毎年この時期になると明和町のなしの駅を定点観測を目的に訪れます。もちろん梨も購入します。なしの駅は、町外から移住してきた方が中心になり、地元の若手農家と一緒に事業を始めたものでございます。そこに館林商工の学生が授業の一環で関わり始めて、さらに活気が増したように感じています。館林商工の学生さんの中には、卒業後もなしの駅で働き、二、三年くらい前から駅長になって職場を切り盛りしている方もおられます。私は、このなしの駅が若者が地元で活躍して町に定着することを促すにはよい参考例になるのではないかと思っています。

本町でも、高校生や大学生の頃から町で活躍できる環境を用意して、そのまま町に定着してもらえるようにする施策を考えてはと思います。例えば川せがきで商工会青年部と一緒に出店を出したり、おもてなしマラソンで食生活改善推進員さんと豚汁を作ったり、または赤岩信号機周辺にこれからできるチャレンジショップの活用も大変有効だと思いますが、町の考えを総合政策課長にお聞きしたいと思います。課長、よろしくお願ひします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

本町では、若者が活躍できる場として、リーダーズクラブのほか、ちよだ利根川おもてなしマラソンのボランティアなどがあります。多くの中学生、高校生、専門学生、大学生の参加により、地域を元気に盛り上げてくれています。

なしの駅につきましては、館林商工高等学校の生徒が課外授業で行っているというお話を聞いております。先ほど駅長として活躍している例もあるというようなお話もあります。橋本議員の質問にありますように、例えばなしの駅に、そういった学生時代から活躍して就業したり、就農したりといった、そのような環境はとてもいい環境であり、今後そういった環境を整えていくことも必要であるかなという認識ではあります。現在は、そのような場の提供や支援はございませんが、この先何ができるかはしっかりと考えていきたいと思います。

なお、途中ではございますが、先ほど町長の答弁の中にもございましたが、町では大学との連携を模索しております。今年6月には県内6大学を訪問し、千代田町を舞台にしたフィールドワークやま

ちづくりプロジェクトへの参加について意見交換を実施いたしました。その結果、太田市の関東学園大学の1年生が9月1日、2日、3日、千代田町でフィールドワークを行い、職員からまちづくりに関する講義を受けた後、光恩寺や宝林寺を訪問しました。地域の魅力を実際に感じることで、将来的にこの町で活躍の場を見つけてもらえるよう様々な取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 総合政策課長のご答弁の中の、先ほど町長もあったのですが、大学生との連携というのは本当にいいというか、そういうイベント事もそうなのですけれども、主体的に関わってもらうということが町にそのまま定着してもらうにはすごくいいことなのかなと思いますので、主体的に関わってもらうということを重要視してやっていただけるといいかなとは思っております。

次に、若者を町に呼び込む、あるいは呼び戻す施策としての質問をいたします。本町に限らず地方自治体の悩みの一つに、高校を卒業して首都圏などに進学すると、卒業後もそのまま首都圏に滞在して地元に戻ってくることがないということです。いわゆる東京一極集中と言われる現状でございます。

そこで、県の支援制度である地方就職学生支援事業をもっとPRして、本町にU、Iターンを促してみるのはどうでしょうか。地方就職学生支援事業とは、首都圏在住の学生が県内に就職、移住した場合に、就職活動の交通費を最大6,000円、引っ越し代を最大6万6,000円支給するものでございます。金額はあまり大きくはありませんが、費用を負担する学生にとっては経済的な一助となりますし、本町にとっても、県の制度のため、町の負担はありません。ぜひ有効活用してもらいたいと思いますが、町はどう考えますでしょうか。総合政策課長にお聞きします。お願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

地方就職学生支援事業は、東京圏の大学生のU、I、Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的に、就職活動等に要した往復交通費6,000円や、群馬県に移住する際に係る移転費を上限6万6,000円まで補助する事業でございます。本町では、この事業に関する要綱の整備はしておりますが、実際に利用された方はまだおりません。正直なところ、担当としては、この制度の活用だけでは単純にU、I、Jターンにつながるとは考えにくいのかなと思っております。まず、U、I、Jターンを促進するためには移住の環境整備が必要であると考えております。企業誘致や地方創生につながる拠点整備がより効果的、効率的であると感じているところでございます。移住促進については、これまでと同様に、本町の魅力発信を積極的に行い、認知度を上げて興味を持ってもらうことや、補助金の拡充など、移住施策をしっかりと継続しつつ、移住したいと思える環境づくりを最優先課題として取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願ひいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 総合政策課長のご答弁で、利用者も今のところいませんし、そんなにはという回答だったかなと思うのですが、私が調べたところ、住民票を異動していなくて本町に籍が残ったままでも支援金が使えるようですので、案外と裾野が広いのかなと思っています。それなので、子育てメニューの中というのですか、いろいろある中の一つに加えてもいいのではないかと思います。籍を異動しなくて、地元に帰ってくるときに引っ越し代とかが出るうれしいのではないかと思いますので、ぜひメニューの一つに加えていただければなと思います。

次の質問に行きます。本町は、県のリトリート事業に採択され、光恩寺の竹林を既に整備し、そのリトリートの流れで今後なかさと公園にキャンプ場を創設いたします。リトリートは滞在をするということですから、宝林寺の宿坊に加えて本町に宿泊する場所が新たにできることになり、本町を知つてもらういい機会になると思います。

そこで、少し気が早いのですが、本町のよさを知つてもらった方に少し長めに滞在してもらい、移住を検討してもらう施策として、町営住宅の空き部屋や、昨今問題の空き家を活用した移住体験事業をしてもいいのではないかと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。総合政策課長にお聞きします。お願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

移住体験につきましては、とても魅力的な取組と考えております。そこで、まずは体験したときに、魅力的な、移住したいと思ってもらえるような環境づくりを進めていきたいと考えています。

また、空き家につきましては、空き家バンクを活用して情報を収集しておりますが、今のところ登録まで至ったケースがございません。今後、登録された場合には、移住体験も含めて活用方法を模索してまいります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 空き家バンクがなかなか登録していないで、ずっと空き家の話が出るとそういうご答弁をいただくかなとは思うのですが、今、課長のご答弁の中で、出てきたら少し活用方法も検討したいということだったので、ぜひ移住体験事業というのでしょうか、検討していただけるといいかなと思います。

では、最後の質問に行きたいと思います。若者の活躍と題しまして、明和町のなしの駅の例や県の地方就職学生支援事業などについて質問してまいりましたが、最後に町長が考える若者を本町に呼び込んで活躍してもらう施策にはどういったものがあるのかというのを町長に聞きたいと思いますが、

半分ぐらい関東学園の1年生という話がありましたので、どういうことが聞けるのかというのを楽しみにしていますので、町長、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 若者を呼び込んで活躍してもらう施策ということなのですけれども、先ほど金子議員の質問ともちょっと重複する部分もあるのかなというふうには思っているのですけれども、町といたしまして若者を呼び込み、彼らが活躍できる環境を提供するために、現時点では以下の施策を考えております。

まず、1つ目なのですけれども、地域資源を生かしたイベント開催であります。光恩寺でのインドフェスタやコスプレイベントのような創造的なイベントを継続的に後援、主催して、若者を含む幅広い層へ地域の魅力を継続的に発信していきたいと、こう考えております。光恩寺での、先ほども述べたように、子供や住民も含めた造園事業を行いながら、また2回に分けて行っていきたいと、こう考えております。

さらには、先ほどと重複するのですけれども、スケートパーク等々も、もちろんほかにもありますけれども、そうはどこの自治体でもある施設ではないですから、スケートパークも含めた中で考えて、若者を呼び込みながら移住の促進につなげていければと、こう考えております。

2つ目は、チャレンジショップの構築であります。若者の創造的活用やビジネスアイデアを支援するチャレンジショップを開設いたしまして、地域で様々な成功体験を積んでもらう場を提供していきたいと、こう考えております。チャレンジショップでチャレンジしていただいて、自信がつき安定した収入が得られるようになったら、赤岩地区を中心とした、ほかの地区もそうですけれども、そこで店舗経営をしていただきながら、町はサポートしていきたいと、こう考えております。

3つ目なのですけれども、教育機関との連携であります。県内の大学、高校との連携を強化しまして、フィールドワークや地域貢献に対する関心を高めてもらうことで、本町と若者の関係人口を促進していきたいと、こう考えております。議員もご存じのように、我々も大泉高校、マラソンでも協力していただいています。東洋大学、これについてもマラソンでも協力していただいています。先般は、関東学園大学等々も協力していただいています。西邑楽高校に関しても、レガッタ大会等も含めた中で、いろんな部分で協力していただいています。

先ほど議員が述べたように、なしの駅、私も何度か行きました。議員もご存じだと思うのですけれども、明和町、梨農家って何軒あると思いますか。梨の里なのですけれども、明和町は10軒ないです。そのようなことで、我々地元に造園業者というのがいるのですけれども、45軒ぐらいあります。明和町、確かにPRがうまいのです。梨が取れる時期になると、梨のPRがうまい。シクラメン農家も10軒ないです。7軒ぐらいですから。千代田の植木屋は45軒あるのです。45軒あって、PRが非常に下手なのです。そう考えていきますと、我々に足りない部分、造園業者に足りない部分というのは、

PRの仕方、やる気。やる気もちょっと低下しているのかなと。自己満足でもう満足しているのかなと。議員も造園業者に携わっている方いますけれども、そういう人が本当は中心となってびっちりとやっていただければ町の活性化にもつながっていくのかなというふうに私は考えているのですけれども、リーダーシップを執れる人間が一人もいないのです。はっきり言いまして。そのようなこと、余談になってしまふのですけれども、やはりそのようなことが、みんな小粒な人間が多くなってしまった。そう考えていきますと、余談ですけれども、リーダーシップを執れるのが3人いれば造園業を中心としたまちづくりも活性化していくと、私はこう考えるのです。

さらには、まだ4つ目もあるのです。4つ目は、なかさと公園を中心とした施策の整備を行なながら、人が集いながら、そこに人が集っていく場所を我々は提供していきたいと、こう考えています。そうすることによって、交流も生まれます。関係人口も生まれます。そうすることによって、町の活性化、移住の促進にもつながっていくのかなと、こう考えております。議員もご存じのように、年間通して出生が50人弱です。死亡者が150人から170人。移住してくる人が400人。ほかに出ていく方が400人。そうしますと、こちらに越してくる人、出ていく人がおよそプラ・マイ・ゼロ。さらには、死亡と自然減少を考えていくと、年間で約100名ちょっとの方が減少していっているわけです。これを少しでも食い止めようというふうに考えていますので、ぜひまた議員さんのほうからいい提案がありましたら言っていただければ参考にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 町長にはいろいろお答えいただきまして、最後のほうでは造園業のほうまで話をいただきまして、町長がおっしゃっていたとおりというか、私も思うところというのは本町に若者を呼び込むというか、活躍してもらうには、それ相応の土壌というのでしょうか、環境整備がやっぱり必要なのかなと思っています。それなので、今町長がお話しされた施策を一つ一つ打っていっていただくのと、あとは特に教育機関と連携をするという話の中で、高校、大学と連携をしていくことで、若い知恵というか考え方というか、そういったものを町の施策に取り入れていくことで、若者が関わることによって千代田町と関係ができる、最終的には働いてもらうとか移住してもらうということにつながるといいのかなと思っています。

今後、本町だけではなくて日本全体で少子高齢化が加速度的に進むことが予想されます。若者を含む現役世代にはますます活躍してもらわねばなりません。少しでも多く若者が郷土に愛着を持ち、郷土の発展と若者自身の自己実現に資する施策が実行できることを望みたいなと思います。

以上で8番、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で8番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時30分まで暫時休憩といたします。

休憩 (午前10時13分)

---

再開 (午前10時30分)

○議長（森 雅哉君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、2番、茂木議員の登壇を許可いたします。

2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 議員番号2番、茂木琴絵です。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

私の質問は、ごみの削減・再利用についてです。まず、東西ごみステーションの利用状況についてお聞かせください。現在、本町では、燃やすごみを東西で曜日を変えて週2日、燃えないごみ、資源ごみを隔週1回、ガラス類、陶磁器類、金属類、小型家電を月に1回回収を行っています。それぞれ出される量などは、週単位、月単位どのくらいあるのでしょうか。

また、ステーションに出されたごみの中には、残念ながら回収不可のものも見受けられます。このような不法にごみステーションに持ち込まれた粗大ごみは、主にどのようなものがあるのでしょうか。また、どの程度の量のものになるのでしょうか。

そして、これらを出した方が持ち帰られない場合、最終的にはどのようになるのでしょうか。処分費用等がかかるようでしたら、金額等もお知らせください。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

ごみ収集の効率化から、東西地区混在した収集ルートとなっているため、町内全域の集計となり、残念ながら、東西地区ごとに区別した集計ではありませんが、町内全域のごみステーションから収集する可燃ごみ及び不燃ごみの重量につきまして、直近3年間の実績を申し上げます。

初めに、可燃ごみは、令和4年度が2,696トン、令和5年度が2,625トン、令和6年度が2,416トンと、減少傾向にあります。不燃ごみにつきましては、令和4年度が102トン、令和5年度が76トン、令和6年度が64トンと、こちらも減少傾向にあります。人口は、その間に約100人ずつ減少しております。大きな要因は、適切な分別リサイクルが進んだ結果と考えております。

また、ごみステーションへの不法投棄ごみの現状ですが、直近3年間の実績を申し上げます。令和4年度が6,950キログラム、令和5年度が1万2,110キログラム、令和6年度が5,750キログラムであり、令和5年度が突出しておりますが、特に事業系の建築廃材や石などが多く投棄されておりました。

また、3年間の不法投棄ごみで多かったものは、石膏ボード、コンクリート、塗料入り容器、ビーズクッション、マットレス、内容物入りの瓶や缶など、事業者による投棄と思われるものから、町内外を問わず一般の方による投棄と思われるものまで多様な不法投棄が見られます。そのような不法投

棄は、生活環境委員が警告シールを貼ることにより注意喚起をすることで持ち帰られることもありますが、ほとんどがそのまま残されてしまい、後日回収することになります。また、悪質な場合は、警察署と連携し、対処しております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。先ほど最後の答弁の中で、警察との連携を図るということでしたが、処分費用などはほかにかかっているのでしょうか。もう一度お聞かせください。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

処分費用につきましては、組合の負担金のほうでお支払いをしておりますので、その中で具体的に幾らというのではなくちょっと分からない状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。先ほどお話にもありましたが、ステーションに持ち込まれた回収不可のもの、特に石膏ボードやコンクリート、そしてビーズクッション、私の見受けたところは、ソファーやダイニングテーブルの粗大ごみには日本語で警告、ポルトガル語、スペイン語でAviso、下にはごみは出せません。エクスクラメーションのマークがついています。持ち帰ってくださいと強い口調で書かれています。また、その下にも、Não pode descartar esse tipo de lixo!と、やはりこれもポルトガル語で書かれていました。この大きく書かれた赤い紙が貼付されて一定期間置かれているのを見受けられます。これはなぜポルトガル語だけで、皆さん全域で使っているような英語の表記は併用されていないのでしょうか。すみません。全部ごみのことなので、高田課長、もしお分かりでしたら教えてください。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 2番、茂木議員。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、英語の表記がないように感じてはおりますが、なぜ英語がないかというところまではちょっと分からないような状況でございます。また確認して、お答えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） 本町でも様々な国の方が居住しています。8月の全協でも議題になりましたが、国の見解として、日本語を十分に習得しないまま来日する外国人が増加するという見込みのことでした。千代田町役場公式LINEにも上がっていましたが、本町でも11月より地域日本語教育のトライアルが開始される見込みです。既に本町にも様々な地域の方がお住まいだと思います。ポルトガル語でだけでなく、日本語や中国語など多言語でのごみの出し方やマナーの周知をお願いしたいと思います。

では次に、現在の粗大ごみ、資源ごみの現状をお聞かせください。本町から大泉町外二町清掃センターに持ち込まれている粗大ごみの量はどれくらいでしょうか。

また、資源ごみについて、ステーションでの回収と、東西ちよだeckoパークに搬入される量は、過去5年間ではどのくらいの比率、回収量になっているのでしょうか。住民生活課、高田課長、お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

現在、粗大ごみの搬入は、大泉町外二町清掃センターへ自己搬入していただいており、直近3年間の実績は、令和4年度が43トン、令和5年度が52トン、令和6年度が43トンと、横ばいでの推移となります。

次に、資源ごみ回収量ですが、ここで申し上げる資源ごみにつきましては、缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、容器包装プラスチック、金属、小型家電、ガラス陶磁器、製品プラスチック、生ごみ、古着、廃食用油、古紙の総量となります。

過去5年間の回収量につきましては、令和2年度は、ごみステーション回収が347トン、比率にして94.0%、役場庁舎、温水プールでの拠点回収が22トン、比率にして6.0%。令和3年度は、令和2年度と同様の回収体制で、ごみステーション回収が367トン、比率にして92.7%、拠点回収が29トン、比率にして7.3%。令和4年度は、eckoパーク東の運用が始まりまして、ごみステーション回収が336トン、比率にして85.5%、eckoパークが57トン、比率にして14.5%。令和5年度は、eckoパーク西の運用も始まり、ごみステーション回収が292トン、比率にして75.6%、eckoパークが94トン、比率にして24.4%。令和6年度は、ステーション回収が263トン、比率にして70.3%、eckoパークが111トン、比率にして29.7%となります。資源ごみ全体の回収量は横ばいですが、eckoパークでの回収比率は増加傾向にあることから、拠点回収所が徐々に浸透してきてていると考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[ 2番 (茂木琴絵君) 登壇]

○2番 (茂木琴絵君) ありがとうございます。本町のリサイクル拠点である東西パークは、先ほどのお話のように、徐々に回収率が上がっていると見受けられます。e c oパーク西が、月、水、金、日の週4日、e c oパーク東では、火、木、土の週3日、それぞれ9時から13時までの有人での回収が行われています。特にe c oパーク東では、本年度5月の1か月のe c oパーク西での検証期間を経て、6月より火曜日と木曜日の開所時間が9時から16時までとなりました。この延長時間では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、つまり障害者総合支援法に基づき、特定非営利活動法人ハートフルふきあげの利用者の方々に就労の機会を提供することとなり、障害福祉の向上にもなっています。私も、今年の夏は酷暑に見舞われ、家族で伊右衛門やB O S Sのお茶やコーヒーのペットボトル、プレモル、サン生の空き缶など多数出ることになり、大変便利に利用させていただきました。本町で無料配布している「ごみの分別とリサイクル」という冊子は、令和5年3月作成のため、e c oパーク東での延長時間等の記載がありません。ぜひ周知徹底していただき、ジョイフル本田やマナベに行く途中などに立ち寄るなど、より多くの町民の方に利用していただけるようになることを望みます。

では次に、相続登記に関する法改正による住宅除却の現状はいかがでしょうか。現時点での住宅除却の相談や実施についての件数を可能な範囲でお答えください。

税務会計課、大谷課長、お願ひいたします。

○議長 (森 雅哉君) 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長 (大谷英希君) ご質問にお答えいたします。

これまで不動産に関する権利の登記について、その登記申請を行うか否かは管理関係者の自由な判断に任されてきました。その結果、相続登記がなされないことにより、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地や、所在不明により所有者への連絡がつかない土地などが増え続けておりました。

こうした背景を基に、民法等の一部を改正する法律により、所在者不明土地や空き家の発生予防のため、令和6年4月1日より不動産の相続による所有権移転登記申請が義務化されたところでございます。

ご質問の住宅除却の現状でございますが、相続登記に関するものも含めまして、空き家を担当する都市整備課では月2件程度の相談を受けてございます。なお、例年、固定資産税の納入通知書が発送された直後には、相談数が五、六件と増加する傾向がございます。

相談の内容でございますが、売買などの処分に関する事、樹木の剪定や除草など管理に関する事、そして解体などの除却に関する事が主なものとなってございます。

住宅を除却しまして更地となると、土地に適用されていた住宅用地特例が解除されまして、固定資産税が増額となることから、空き家の除却が進まない一因となっています。そのため、本年度より、

老朽化した空き家を除却した場合に、住宅用地特例による軽減相当額を3年間減免する制度を設け、運用しております。また、同じく今年度より空き家除却補助制度、こちらを設けまして、要件を満たす空き家の除却工事に要する費用の一部について、補助を実施できる体制を整えております。現時点において、どちらの制度についても相談はあるものの、実際の申請には至っていない状況にございます。引き続き、広報紙やホームページを活用するほか、納入通知書にチラシを同封するなど、制度の周知に努めてまいります。

なお、住宅除却を実施する際には、今回の質問のテーマでもございます、ごみ、そして家財道具の処分なども大きな問題となります。現時点においてごみの処分に絞った話題となったという実績はございません。処分方法についてご不明な点がありましたら、住民生活課を交えて相談をお受けするというような対応を取らせていただきたいと考えております。

今後も、空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の良好な生活環境の保全を図れるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。先ほど大谷課長のお話にあったように、空き家を除却するとなると、都市計画税の中の固定資産税が一般的に三、四倍上昇するという話を聞きます。本町でも空き家除却に関わる土地の固定資産税等の減免事業として、1件につき3万2,000円ほど除却による事業として、そういうふうに免除がありますので、ぜひそのようなものを使っていただきたいと思うのですが、私がなぜこのような質問をしたかというと、実は相続しても家財道具等の処分をどうしたらよいか分からぬ、考えあぐねている。なので、住宅除却が後回しになっていることがあるのではないかと考えたからです。家を相続するということは当たり前ですが、家屋内の家財道具も全て相続するということになります。自分は使用しないが、捨てるのは忍びないという家財道具が一定数あるのではないかと思っています。粗大ごみなのか、資産なのか、この2つというのは非常に重要な問題になってきます。ここで浮上してくるのが、自分が不用物として分類したものが果たしてごみなのか資産なのかという問題です。自分は不要だが、誰かが欲しているならそれは資産ではないか。資産だと思いたいが、果たしてこれは売れるのか。しかし、売るのは面倒。だが、不要なので、ごみなのか。いや、どうせ捨てるのだったら欲しい方に差し上げたい。あえて言うならごみ予備軍的なものというものが、自分が住んでいないが、相続した家に限らず、それぞれのご自宅、ご家庭にも多くあるのではないかということです。これを最終的にごみとして処分するのであれば、ごみ処理の負担は増えます。資産として再利用すれば、当然処理負担は減ります。つまり粗大ごみとして出す前に、リユースが可能なものは非常に多いのではないかと考えていたからです。

では、次の質問に移らせていただきます。今後のごみ削減、再利用に関する施策や環境委員の成り

手不足やごみステーションの在り方、リサイクル促進についてのお考えをお聞かせください。例えば川崎市菅生には、川崎市不用品持込みスポットとして、地域情報サイト運営会社のジモティーとの協働事業で、ジモティースポット川崎菅生という店舗を展開しています。次の人を使えるリユースできるものに限りますが、川崎市在住であれば持込みは無料になっています。引取りは誰でも、どこに住んでいても可能ということになっています。

また、静岡県三島市では、粗大ごみとして出された不用品を三島市自体がメルカリで販売をしています。

また、マーケットエンタープライズが提供する査定サービス「おいくら」というものでは、自治体と連携し、不要品の売買ができる仕組みもあります。この会社と連携する自治体は、現在260を超えています。近隣では、深谷市、桐生市、足利市、佐野市などが利用しています。本町でのこのようなごみ削減、再利用、その促進についての施策をお聞かせください。住民生活課、高田課長、お願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

現在、ごみステーション自体の管理や資源物収集時の立会いを行政区で担っていただいております。そのような中で、就労年齢の高齢化など社会情勢の変化から、担い手の中心となる生活環境委員の負担が大きくなってきており、このことも成り手不足の一因になっていると認識しております。生活拠点から徒歩圏内にあるごみステーションの存在は、生活インフラの一部であり、必要な施設であると考えますが、生活環境委員をはじめとした地区役員の資源物回収時の立会いなど、運用面における負担軽減につきましては、e c o パークでの資源物回収量が増加することで、ごみステーションでの資源物回収量が総体的に減少し、ごみステーションでの業務量の負担軽減につながるものと考え、一人でも多くの方にe c o パークを利用いただけるように、引き続き周知を継続していきたいと考えております。さらには、月2回程度のごみステーションへの搬入から毎日搬入できるe c o パークへシフトすることで、リサイクルの推進が図れるものと考えます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。個人でフリマアプリや買取り業者を活用するのは、詐欺等の不安もあり、手間がかかり面倒で、何となく敷居が高いと思われている町民の方、特に高齢者の方は多いと思います。自治体がしっかりとした事業者と連携して、ごみ予備群というものを減らすことができれば、ごみを削減し、再利用促進につながると考えています。

また、先ほど高田課長のお話のとおりに、近年では、生活環境委員においては資源ごみの見回り、確認だけでなく、ステーションに放置されたペットボトルや空き缶、瓶の洗浄や燃えないごみとの選

別作業、非常に大変多くの仕事を担っている地区も見受けられます。e c oパークへの搬入を増やすことで、生活環境委員の仕事の軽減を図ることもできると思っています。

それでは、最後に、高橋町長にお聞きしたいと思います。リユース、リサイクルの促進、ちよだe c oパークに関するこれからの施策、また増設等、ごみ削減に関するお考えをお聞かせください。

質問の最初でもさせていただきましたが、本町には2つのリサイクル拠点、ちよだe c oパーク西、ちよだe c oパーク東があります。それぞれ曜日の時間や縛りはあるものの、所用で所定のステーションに搬出できなかった方にとっては非常に有用な拠点であると考えています。西は総合保健福祉センター駐車場内、東は東部運動公園駐車場内に設置されています。ただ、e c oパーク西に関しては、西という言葉とは裏腹に、中央に設置されている感は否めません。より西に位置する中島、新福寺地区の周辺にも新たなe c oパークの建設はあるのでしょうか。

また、先ほど高田課長がお話ししたとおりに、生活環境委員の負担軽減のためにもe c oパークは必須と考えます。この際、将来的にはちよだe c oパーク南、ちよだe c oパーク北等の拠点の増設等はあるのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ごみの削減は、4つのRがあると考えております。リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルが基本であります。中でもごみを発生させないことが第一であります、不要なごみとして出てしまったものは、リユースまたはリサイクルすることで排出されるごみは削減できます。リユースの面では、民間において中古品の流通ルートが確立しておりますが、そのような取扱いに適さない制服などを町では学生服等リユース事業として、制服や体操着を回収し、必要とする方へ無償で配布しております。

先ほど議員のほうからの質問にもありましたように、1軒の家に、例えばそれを相続して、相続された方が、これを処分したい、要は混載ですよね。燃えるごみ、陶器類とか燃えないごみとか、そういうことも含めていくとどうしたらいいだらうという町民は多いと思うのです。参考のためになのですけれども、キログラム、混載と言われている燃えるごみ、燃えないごみ、これ業者が引き取ってくれます。自分で持っていくと、2トン車というか、グラム当たり90円であります。この辺ですと館林にもございます。太田にももちろんあります。そこで大体キログラム90円。およそですけれども、2トンだと2万円から3万円ですかね。いっぱい積んで、燃えるごみと燃えないごみも含めて混載と言われている。そのようなことで、あまり町民の方に悩まず我々も何かの形で、広報か何かでそのようなことも促していければと、こう考えております。

そのほかe c oパークでは古着の回収を行い、再び衣類として使用できるものは再利用しております。リユースに適さないものはウエスへと加工され、リサイクルする取組を行っております。

また、リサイクルの促進については、生ごみを飼料化、肥料化する取組を行い、生ごみ減少による

ごみの大幅減少にも寄与しております。加えて、e c o パークでの回収量増加、利便性向上と利用者増加を目的に、今年の6月からe c o パーク東の一部時間帯ですが、有人回収の時間を延長いたしまして、資源ごみのステーション回収から拠点回収へと移行を図っているところであります。これはなぜかといいますと、ごみをe c o パークに持っていく方は、時間にこだわらないで持っていくたい方もいるのかなと思うのです。空いている時間をふさいでいたと。これは、今年のたしか6月からそのような形で動いております。雇用の促進にもつながっていくのかなというふうに考えて、6月からそのような形で行っております。

それと、先ほど議員のほうが述べたように、回収できないごみ、これについて、なぜ英語はないのかと。ポルトガル語があるのかと。それは事前に我々も、年に1度、2度、6か国で英語はじめポルトガル語、そのほかに幾つかの各国の6か国語、中国語ももちろんありますけれども、その中にはタガログ語はなかったと思うのですけれども、全部で6か国、それを書いてパンフレットを配布しております。配布をした中で、その延長線上で回収できないやつを持ち込んでいるということなのですけれども、そのようなことも解消に努めていければと、こう考えております。

そして、さらなる向上を目指して拠点回収の増設ということですが、運用方法なども研究してまいりますけれども、今の段階では近い将来早いうちに、先ほど議員が述べたように北部地区、さらには向こうの東部地区ですかね、2か所ぐらいはe c o パークを増設していければと、こう考えております。これも隣の明和さんなんかはステーション回収がございません。全部e c o パークとか、そのようなところで回収。元の役場の跡地に行って、そこに、パッカー車ではないけれども、箱車がありますから、そこに回収していくということも行っております。我々も、そのようなことも現地に行って見てしております。そのような形で、いかに町民がどのような形で出せるのが一番ベストかなと。これを模索していければと、こう考えていますので、皆さんもいい何か提案ございましたらぜひ言っていただければありがたいなと思うので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（森 雅哉君） 2番、茂木議員。

[2番（茂木琴絵君）登壇]

○2番（茂木琴絵君） ありがとうございます。e c o パークに関しては増やしていただけるような形になっているのかなと思い、非常に心強く思いました。確かにごみステーションは便利です。しかし、どうしても不法投棄があります。1つのごみがさらなるごみを呼び、つまりごみがごみを呼ぶという現象がよく見られます。ここに捨てられているのだから捨てても大丈夫だろうであるとか、挙げ句の果てには捨てられているところだからここは捨てるところではないかという心理が働き、不法投棄が増えるという現象です。これは、ニューヨークのジュリアーニ前市長が実施したことで有名である割れ窓の理論、アメリカの犯罪学者、ジョージ・ケリング博士によって提唱された有名な理論に通じるところがあります。ステーションにおける不法投棄ごみを発見したら速やかに撤去するのが望ま

しいかもしれません。しかし、何でも捨てれば結局片づけてくれるだろうという意識を持つ方がいるかもしれません。また、私有地に投棄されると、基本的には撤去は土地の所有者の責任になってきます。そして、地権者が町外の方であったり不明だったりすると、なかなか撤去に至りません。

ごみの削減やリユース、リサイクルの促進、不法投棄の撲滅には、より一層行政と町民とがいろいろな面でタッグを組む必要があります。ぜひこれからも、ちよだecoパークの充実と増設、そしてリユース、リサイクル活動の啓発をするような施策、ごみ予備軍と私は話しましたが、ごみ予備軍の利活用できるような施策を望みます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 以上で2番、茂木議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、大谷議員の登壇を許可いたします。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 9番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、都市計画道路赤岩新福寺線の植栽樹木について質問します。これは、通ったことがない方はご興味ないのかもしれません、とりわけ赤岩、舞木の住民の皆様からかなりのご指摘をいただきまして、都市計画道路の東側の植栽部分は葉がちゃんとついていて、中には赤い花がついているのに、西側の部分は葉もついていなくて枝だけになってしまっており、枯れているのではないかねという住民が多々心配されています。そのような経緯から質問したいと思います。

さて、赤い花の咲くサルスベリが植えられていると承知していますが、なぜサルスベリが選定されたのか。

また、舞木の区画整理地内を西に向かいますと、石田食堂さんの辺りまで左右が農地であります。舞木を出ると。舞木地内の農地の植栽場所については、隣接する耕作農家さんと相談の上、選定したのか、建設下水道課長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

初めに、都市計画道路赤岩新福寺線、これに植栽されておりますサルスベリが選定された経緯についてでございますが、植種の選定に当たっては、近隣市町に植えられている街路樹を参考にしながら、成長後の樹高や枝の張り、また根の張り具合、景観、維持管理のしやすさなどを考慮して、担当課で選定をさせていただきました。街路樹として植えられている例えばケヤキなど、樹木によっては樹高が高くなり過ぎて、枝の剪定などの維持管理費用が高額になったり、枝葉が繁茂して落葉時期に大量の落ち葉が散って沿線に迷惑をかけたりすることも予想されますが、今回植樹させていただきましたサルスベリにつきましては、中高木で強剪定もできまして、夏の暑さにも強い木でございます。そし

て、何より、漢字で百日紅と書かれるように、夏から秋にかけて長い期間きれいな花を咲かせて、道路利用者の心を癒やしてくれるものと考え、選定させていただきました。

次に、舞木地内の農地の植栽場所について、隣接する耕作農家さんと相談の上、選定したのかという点でございますが、植樹ますの設置位置につきましては、農家さんと相談させていただいた経緯はないとの認識しております。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 今、坂部課長のご答弁で、そんなに高くならないと。維持管理がしやすいという点とかとありましたけれども、近隣農家さんとは相談していないということだったのであれなのですけれども、一応サルスベリという木は多分落葉かと思います。実際ちょっと見てみると、赤い花が散ると粉々に、大きくないからいいという考えもありますけれども、散ると。住宅地だったら隣地の人が、欲を言えば掃除してくれればありがたいのですけれども、農地ですと、それが例えば風で飛んだりとか、あるいはその木が生えてくると日照で邪魔になるとかそういうこともあり得ると思いますが、その辺は今後成長するに当たって、どのように耕作地にとって邪魔にならないようなお考えがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問の今後の維持管理でございますが、先ほど申し上げたとおり、強剪定も効きますし、定期的な剪定によって樹高のほうも高くならないような形で管理をしていく、農家さんもそうなのですけれども、沿線の住民の方にも迷惑がかからないような形で管理をしていければいいかなというふうに考えております。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 一言ちょっと申し上げます。

景観整備という観点から、ご存じのように、住宅街に花が植わっていました。さらに、住宅街を切れて西に向かいますと、のどかな田園風景があります。植樹ますはもう以前から、随分、15年ぐらい前から植樹ますはあそこのところに設置してあります。虫とか、草とか、これは何を植えてもそこに発生するものであるのです。ちなみに、サルスベリも種類が50種類ございます。あれは、サルスベリの赤ではないのです。カントリーレッドという、こういう種類なのです。サルスベリは、うどんこ病とかアブラムシもつきます。でも、品種改良されたのがカントリーレッドなのです。何を植えてもそうですけれども、人間社会でいろんなことを開発をしていきながら、品種改良もされております。そこに来て、その花が落ちたら、木を植える植樹ますがあると草も生えます。除草剤をまきます。そう考えていくと、我々いろんなことを総合的に判断した中で何がベストかということで、皆さんご存じのように、ちょうど下水処理施設となかさと公園の間にもサルスベリきれいでしょう。花がずっと咲

いています。真っ赤です。さらには、ずっとこの延伸を明和町方面へ向かっていきますと、工業団地抜けて122号までの間に、これもサルスベリの赤が植わっています。さらに、大泉高校のすぐ西側の県道にも植わっています。これも赤です。さらには、ずっと千代田町のアンダーパス。館林の。あそこを抜けて交差点がありますけれども、あの左側ずっとサルスベリがあるのです。そう考えていくと何がベストかといいますと、種類はいっぱいあるのです。何万種類とあります。樹木の種類は。その中で、我々担当課も含めた中で相談した中で、これならば落葉してもあまり影響ないだろうと。花は100日咲いている。さらには、花が落ちてもあまり影響ないだろうと。農家の方の日陰にもならないだろうと。こういうことをいろいろ考慮した中で、成長も幾らか普通の樹木より遅いということを考慮した中でサルスベリという形で選んでいきました。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 町長から詳しい説明をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

次に、都市計画道路の植栽樹木について、県道赤岩足利線を境に東側と西側で植栽業者が違うということをちょっとお聞きしたのですけれども、西側の葉のついていないサルスベリは枯れたとの認識でよろしいのでしょうか。

次の3番の質問も併せてお尋ねしたいのですが、この西側の部分というのは何本植えて、何本葉がついていないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

大谷議員の認識のとおり、西側と東側とで植栽業者が異なっております。街路樹の植栽工事については、県道赤岩足利線の東西で2つの工事に分けて発注しましたので、この県道を境にして西側と東側で受注者が異なっているということでございます。

また、西側の葉がついていないサルスベリは枯れたとの認識でよいかという点でございますが、葉の出でていない木の枝先を少し折ってみると、まだ水を吸い上げている木もありますし、逆に吸い上げていない木もございます。このことから、枯れている木もあれば枯れていない木もあるのではないかというふうに考えております。

また、植栽の本数でございますが、県道赤岩足利線から西側の工区の植栽本数は全部で211本でございます。このうち、葉の出でている本数は73本、葉の出でない本数は138本でございました。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ちょっと付け加えますけれども、先ほど課長が述べたとおりなのです。211本

中、葉の出ているのが73本、葉の出でない本数が138本なのです。問題は、葉の出でない138本なのです。建設業というのは、全部で27職種あるのです。その中で生き物を扱っているのは造園業だけなのです。ですから、相手は生き物なのです。ですので、138本というのが、今課長が述べたように、水分を吸い上げている。吸い上げているのと全く枯れているのは数本ございます。問題は、生死をさまよっているのです。樹木は。それを業者が肥料をくれたり水をくれたりして、何とかそれを生かしていこうというので今やっているところなのです。そのようなことで、今この138本のうち、何本復活するかという状況を専門業者は見ているのかなというふうに思います。私も時期には1日2回ほどあそこに朝早く行ったりして、散歩している方とも会話をしています。「この木は枯れてしまったのかい。町長、よく毎日見に来てくれているね」とかという言葉もいただいている。今述べたように、枯れているのではない。これから生死をさまよって、葉っぱを出して水分を吸い上げて肥料を加えて、そのような樹木が138本ということあります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 私も数えてみたのです。確かに138本葉がついていないのです。町長がおっしゃったように、枯れていない、枯れているのが数本かもしれないということなのですけれども、いつをもって枯れているか枯れていないかというのを坂部課長判断するのでしょうか。というのは、東側の業者は全部ついていると。西側は、3本植えたら2本葉っぱがついていないのです。3分の2がついていない、3分の1がちゃんとついているということなのですけれども、今この猛暑の中で、昨日も雷で雨が降ったりとかとあるのですけれども、とにかく渴水な状態です。そういう中で、春植えた植木が一部でちゃんとついているものがあって、3分の1がちゃんとついていて、3分の2はついていないと。それで、水くれしている、肥料くれているということなのですけれども、いつの段階で判断するのですか。枯れ保証というのがまずあるのかないのか、そこも併せて質問したいと思います。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

今回の工事の保証期間につきましては2年間となっております。この期間に木が枯れてしまった場合につきましては、請負業者の責任で新たな木に植え替えていただくことになります。植え替えの件につきましては、工事の完成検査時に木が根づくまで対応してもらえるように請負業者の方には伝えておりまして、請負業者の方からも了解をもらっております。

また、今後の対応でございますが、先ほど申し上げたとおり、枯れている木と枯れていない木があるものと考えておりますが、やはり葉の出でない木につきましては植え替えてもらう予定でおります。植え替えに適した時期が秋の落葉時期から新芽が出るまでの期間ですので、今年の秋から冬にかけて植え替えてもらうように請負業者の方には伝えてございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 再度確認なのですが、1年ではなく2年枯れ保証があると坂部課長のご答弁があったのですけれども、では例えば今の段階で、秋、涼しくなってから植え替えしてもらうということなのですけれども、その業者が植え替えをして、またつかなかつた場合でも、また再度2年の中だったら植え替えてもらうという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

植え替えた木が根づかずに芽吹かなかつた場合につきましては、やはり再度新しい木に植え替えていただいて、そこの植え替えた木が芽吹くまで対応していただくことになります。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） これ分割1号と分割2号で2か所で業者も違うのです。こう考えていきますと、どこで分かれているのだろうと。そこにある新福寺熊谷線、すぐそこの県道の五差路の交差点、あそこのところから東と西側で分かれます。今回植えた工区は。そうしますと、東側はほぼ全部ついています。ポケットパークのサツキは何本か枯れています。西側については、住宅街のところはややついています。あそこを抜けてから向こうが葉っぱが出ていないのが多いわけです。これは、原因は分かっています。なぜかといいますと畑が違うのです。圃場が違うのです。圃場が東側の圃場と、今葉っぱが出ているところの同じような樹種は圃場が違うのです。もう一つは、葉っぱが出ていないところの樹木というのはまた違う圃場なのです。ですので、樹木が育った環境も違うのです。まして今年は特に暑かった。そういう状況を考えていくと、これはもちろん契約書にも2年間の担保期間というのをうたってあります。業者は、全部ではないですけれども、ほぼ公共事業の樹木に関しては植樹保険というのがございます。植樹保険で先行投資で、お金は保険で払っているのです。それについても細かくうたってあるのです。樹木の何%が枯れた場合は保険が適用になりますよと。そのようなことをいろいろ鑑みながら業者のほうは対応していくと、こう考えておりますので、ご理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 私も見てみますと、ちゃんと咲いている、根づいている。私も花屋ですから植木のことはそんなに詳しくはないのですけれども、ある植木屋さんが言うには、咲いているほうはちゃんとした植木だと。咲いていないほうは苗木だ。確かに太さが細いのですよね。町長が、圃場が

違うというと業界用語になってしまふのですけれども、産地が違うということです。だから、植えた業者が仕入れたところが違うという認識だと思うのです。といったときに、そこをどうしてそうなってしまったのかというのは業者に聞かないと分からぬですけれども、せっかく町の中心地を通るような道路ができて、枯れ木というか枝木の並木ばかりになっているというのは大変私遺憾なことだと思います。ここに至っては焦ることなく、この業者には適切な植え時に完全なる仕事を全うしていたくよう、行政からしっかり指導していただきたいと思います。

もう一度、再度念を押したいのですけれども、植え替えをして、それが万が一枯れても完璧に根づかせるという条件、残りの138本が根づくまで面倒見てもらう。例えば補正とか組むことなく当初の契約でやっていただくということでおろしいのですか。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 契約書には、植えた段階で2年間の担保期間というのが書いてあるのです。そうしますと、先ほど坂部課長が答弁したように、秋から来年の春前に植え替えると。それが適時な時期かなと思うのです。それを植えて、もし枯れてしまった場合、これは担保期間に入っていないのです。2年間の担保期間というわけですから、その間にまた枯れると再来年になるわけです。その間は入っていますけれども、それ以後ずっと永遠にというのではないのです。契約書には2年間の担保期間というのが明確にうたってあるのです。全国どこでもほぼ統一であります。それには建設業の中の、先ほど述べたように、生き物を扱っている業種ですから、そういうことは明確にうたってあります。ちなみに、道路工事においては、これも2年間の瑕疵担保期間というのがございます。建物を造った場合も2年間の担保期間というのがあるのです。ですので、職種的にも、造園というこの職種も2年間の担保期間。それは、永遠に続くわけではありません。ただ、それを植えた業者、いろんな業者があります。そこだけではないですね。その業者の気持ち、これは酌んで、いや、もう一回植えてしまおうかとか、そういう部分に関しては、これは業者の判断に任せていこうというふうに思っています。次に枯れた場合は、枯れているやつはこの冬全部植え替えをすると。それからさらにまた2年間以上たつたやつが枯れた場合は、植え替えはするとは限らないのです。契約書にはそのようなことをうたってあります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） そうすると、この業者に至っては、次もし植え替えをして、2番目のトライですからそれで枯れているようであれば、業者の企業価値に関わることなので、その辺は恥をかくことのないようなことをぜひ行政から指導していただきたいと思います。

次の質問なのですが、赤岩交差点の隣接する公用地の活用についてというふうにお題目があったの

ですけれども、多少先ほどの議員の質問で須永課長が少しお答えしていたので、ちょっと私もはしょりますけれども、令和6年12月の定例会において、赤岩交差点に隣接する3か所の公用地購入費の補正予算が可決しましたと。本年5月19日の全員協議会において、須永総合政策課長の説明によりますと、避難所生活の大幅な環境改善を図ることとして、国の補助金を使い、ユニットハウス型のキッチンとトイレなどを購入したいと。そして、ユニットハウス型のキッチンとトイレについては、平時には観光拠点の赤岩信号脇に配置しまして、飲食と休憩の拠点として利活用し、チャレンジショップとして展開していく旨の発言がありました。その活用方法は決まったのかというのを総合政策課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

町では、現在、これらの土地の活用に向けて、具体的な整備計画を進めております。まず、この場所は、利根川河川敷の玄関口でもあり、赤岩宿への玄関口でもあります。休憩と飲食の拠点としてにぎわいの創出を目指しますが、将来的には町の歴史的資源である赤岩地区の再生という目標を持っています。光恩寺から赤岩渡船までのエリアを、例えば川越のようなにぎやかな門前町として再構築し、町民が誇りを持てる空間づくりを目指しています。この構想を後押しする形で、先ほどお話にありました、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用しまして、キッチンのコンテナ2棟と男女別トイレの整備を行うこといたしまして、その約半分を補助金としていただくことになりました。群馬県内でも上限に近い高水準の交付金を確保することができております。この整備により、平時には観光拠点として、飲食、休憩の場を提供し、来訪者の滞在時間の延長と満足度向上を図ります。また、災害時には避難所での温かい食事の提供や快適なトイレ環境の確保により、避難生活の質を大幅に改善することが可能となります。

なお、群馬県トラック協会大泉支部との連携協定に基づき、物資やコンテナの搬送体制も確認済みでございます。

さらに、令和8年4月には、キッチンコンテナを活用したチャレンジショップの開業を予定しており、地域内外の若者や起業希望者が小規模な事業を試せる場として提供することで、関係人口の創出と地域経済の活性化を図ります。将来的には、チャレンジショップ卒業者が町内の空き家に定住する流れをつくり、定住人口の増加にもつなげていきたいと考えております。このチャレンジショップについては、令和7年10月頃に公募を行い、選定委員会において、応募事業者の中から地域との親和性や持続可能性などを踏まえて適切な事業者を選定する予定でございます。

運営主体につきましては、民間事業者を含めて検討を進めておりますが、必要に応じて町が一時的に運営を行うことも視野に入れております。

以上のように、赤岩交差点隣接地の活用は、まちの魅力向上と災害対応力の強化を両立させる形で、段階的に整備、運用を進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 須永課長の答弁で疑問に思ったことをちょっと質問したいのですけれども、災害時ということで補助金もらうということでしたよね。そうすると、例えば赤岩のあそこの交差点において、給排水工事もするということは固定的にしてしまうのかなと思うのですけれども、それが例えば地震だったらいいのですけれども、水害時に例えばそのコンテナをもっと高いところに移動するというような想定はしているのでしょうか。というのは、そういう約束で補助金借りるわけですね。そういう場合に1つ疑問なのが、大きさとかも我々知らないのですけれども、どうやって運ぶのかなと疑問なのですよね。例えば車がついていてそれを引きずるのかとか、あるいはユニックなりでトラックに運んで移動させるのか、その辺どういったようなことなのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

こちらは災害用に使うコンテナではございますが、平時には赤岩の信号脇に置かせていただきます。これは移動式でございます。ユニックでトラックに積んで運ぶ形になります。それなので、災害が起った際には避難所に移動させて使うという形になります。そのため、平時には赤岩信号脇に置かせていただき、飲食や観光の拠点として使わせていただくということになります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） ちょっとしつこいようで恐縮なのですけれども、ということはトラックなりに乗せられる大きさということですよね。そういうときに、例えば地震はいつ起こるか分からないのですけれども、台風の小さいのがこっち向かっているようなところもありますけれども、明らかにひどい水害になると予測される場合に、千代田町で言えば避難所なり、利根川がもしものときもあまり水がかぶらないようなところに移動するというのは前提だと思うのですけれども、そうした場合に、その移動というのはあらかじめ業者に頼んでどこどこへ移動してくれということで、協定というかそういうことができているという。あるいは、町の人員で移動しなくてはならないのですか。その辺はどう決まっていますか。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員さんもご存じのように、ここ8年、9年かけて、全部で七十幾つの業種の方と災害協定を結んできております。70からあります。その中で地元の業者、設備屋さん、造園屋さん、土木屋さん、電気屋さん、建築屋、これ全部協定を結んでおります。さらには運送屋さん、

群馬県トラック協会大泉支部とも運送においても協定を結んでおります。万が一のことがあった場合は、その方たちと迅速に連絡を取りながらやっていくと。先ほど議員が述べたように、洪水だけではないと。地震もございます。地震があった場合は、我々事前にいろいろ考えますと、どこに逃げようかと。自宅にいるのももちろんいいです。庭にいるのもいいと思います。ただし、密集している場所におかれましては、例えばここに津波が来ることはないと思うのです。そうすると、建物がそうはない。地震の場合は、必然的に利根川の河川敷とかそういうところに逃げる可能性もある。そうしますと、そこで水分補給も必要だと。水道工事の、そのようなトイレも必要だということで、そのような形で今回災害のほうの補助もいただきながらしていきたいと、こう思っています。万が一利根川が決壊した場合は、どこが決壊するか分からぬですけれども、そのときはそれをほかに移動してというと、かなりスピード感を持って事前に行っていかなくてはならないかなと、こう思っていますけれども、その辺は想定をしていきながら、いろいろ考えていくればと、こう考えています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[ 9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 災害の場合の想定が大変よく分かって助かりました。須永課長が先ほどの答弁の中でチャレンジショップをやりたい方の募集をかけるということだったのですけれども、コンテナがどの規模で、幾つ買うとかと私存じないものですから、例えば何店舗ぐらい入るというか、予想しているのか。あと、家賃とか、あるいは使用手数料、その辺の検討というのも行っているのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

コンテナキッチンは2棟を予定しております、1つにつきおよそ15坪でございます。2つなので2店舗の募集をしていくことになろうかと思いますが、家賃ですとか、手数料ですとか、そういったことは、今一生懸命担当が詰めているところです。これらが煮詰まりましたら10月頃に公募をかけていけたらいいなというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[ 9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 10月に公募をかけていくのに9月の頭でまだ設定が決まっていないというものちょっと困ったものだなと思うのですけれども、別に売り言葉に買い言葉ではないのですが、この土地を買うというときに、町長はたしか私に自信があるので任せてくださいと言ったのですよね。なので、継続可能な業者が入っていただいて、町の活性化に寄与できるようなものが入っていただければいいのではないかなと思いますけれども、その辺もし町長ご答弁ありましたら最後にお願いしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 以前も何度かちょっと口頭で説明した記憶あるのですけれども、赤岩のチャレンジショップにおいては15坪を2つ、向こうの東部に置いた複合施設は20坪を3つ、そのうちの一つは案内所であります。そうすると、ここが2か所、東部地区が2か所、それで金額を今詰めているところであります。赤岩と東部地区のもちろん坪数違いますから、金額も家賃ももちろんこれは違うと思うのです。そのような形で、来年の春頃を目安にオープンしていくわけですけれども、これについては金額をもうおおよそ詰める段階に来ているのですけれども、その上で公募を同時にかけていかればと、こう考えています。ややオープンも同じ時期ですから、公募をかけて皆さんから、もし議員の皆さんも知り合いがいましたら、そこでチャレンジショップをやりたいという方がいたらぜひ紹介していただければ、これはその中で審査会がありますから、その審査で選ばれた方がそこに出店という形になろうかと思うのですけれども、そのような形で声かけていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） ありがとうございました。よく分かりましたので、大谷純一の一般質問、これにて終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で9番、大谷議員の一般質問を終わります。

以上で通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日5日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時42分)



## 令和7年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年9月5日（金）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 3号 令和6年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 議案第23号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第24号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第25号 千代田町企業版ふるさと納税基金条例の制定
- 日程第 5 議案第26号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第27号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第28号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第29号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第30号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第31号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第32号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第33号 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第34号 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第35号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第36号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第17 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第18 認定第 1号 令和6年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第 2号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第 3号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第 4号 令和6年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第 5号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（11名）

1番	畠	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	巻	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	宗川正樹	君
教育長	田島育子	君
総務課長	茂木久史	君
総合政策課長	須永洋子	君
会計管理者兼税務会計課長	大谷英希	君
住民生活課長	高田充之	君
保健福祉課長	久保田新一	君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	赤井聰	君
建設下水道課長	坂部三男	君
都市整備課長	大川智之	君
教育委員会事務局長	森田晃央	君
監査委員	森田和信	君
農業委員会長	蛭間泰四郎	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	下山智徳	
書記	山邊悠以	
書記	鈴木貴士	

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（森 雅哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程については、議事日程のとおり、日程第17まで議了し、日程第18から日程第22までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

---

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長（森 雅哉君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 令和6年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。報告第3号 令和6年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要ですが、まず健全化判断比率については、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が前年度より0.1ポイント下がって5.8%となり、基準を下回っております。その他の比率においては、各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率についても、公共下水道事業会計においても資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につ

きまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表しなければならないと定めておりますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに令和6年度決算の状況につきまして報告するものでございます。

お手元の報告第3号をご覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、上の表になります。令和6年度健全化判断比率でございますが、この比率については、上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄にはそれぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えると財政健全化団体、いわゆる財政悪化の兆しがある団体となり、財政健全化計画を策定して改善を図ることになります。本町におきましては、全て基準内というふうになってございます。また、下の表の公共下水道事業会計における令和6年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合には、経営健全化計画を策定することになります。こちらにつきましても、本町は基準内となっております。

なお、各指標につきましては、標準財政規模に対する割合として算定されておりますが、この算定に使われる標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模を表すものとなっております。

それでは、各指標につきましてご説明を申し上げます。まず、実質赤字比率についてですが、この比率は標準財政規模に対する一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであります。令和6年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものとなります。令和6年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率ですが、この比率は3か年の平均で表すものでございますが、一般会計や各特別会計などが負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして、標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、令和4年度は6.9%、令和5年度は5.8%、令和6年度は4.7%で、3か年を平均しますと5.8%で、前年度より0.1ポイントの減となってございます。これは、令和6年度標準税収額や普通交付税額が若干多かったことが主な要因でございます。

続きまして、一番下の4番の将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計における借入金の返済をはじめ、一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支出が見込まれる負担などの標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度なのかを示すものであります。令和6年度決算では、将来の負担見込額に対しまして、充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の令和6年度資金不足比率でございますが、こちらは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであります。本町では公共下水道事業会計のみが対象となっております。令和6年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る8月5日に町監査委員の審査を受け、ご承認をいただきましたので、その意見書を報告書に添付いたしました。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方へ公表を行い、本町の財政の健全化をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添え、詳細説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 以上で報告を終わります。

---

#### ○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第2、議案第23号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第23号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年7月の太田市外三町斎場供用開始に伴い、当該組合規約第1条では名称、第3条では共同処理する事務、第4条では事務所の位置、第12条では経費支弁の方法について、一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求め、同法第286条第1項の規定に基づき群馬県へ許可申請を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第3、議案第24号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第24号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年7月の太田市外三町斎場供用開始に伴い、当該組合規約第3条では共同処理する事務について、一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求め、同法第286条第1項の規定に基づき群馬県へ許可申請を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

---

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君）　日程第4、議案第25号 千代田町企業版ふるさと納税基金条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君）　議案第25号 千代田町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

詳細については、総合政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君）　須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君）　それでは、議案第25号につきまして、詳細説明を申し上げます。

初めに、企業版ふるさと納税制度の概要について説明させていただきます。この制度は、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大9割を上限に法人関係税の軽減措置が受けられるものでございます。留意事項といたしましては、10万円以上の寄附が対象となり、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象となりません。

本町が認定を受けている地域再生計画は、第2期千代田町まち・ひと・しごと創生推進計画といいますが、計画の内容は国の制度改正を踏まえて、第3期千代田町総合戦略の全てを包含するものでございます。この総合戦略で掲げる千代田町ならではのまちづくり事業に対する寄附であれば、同制度による優遇措置が受けられるものでございます。新しい雇用環境の創出事業、定住・移住促進事業、結婚・出産・子育て支援事業、人の交流促進事業の4つの幅広い分野の事業で活用が可能となります。

基金の設置によるメリットといたしましては、企業版ふるさと納税は、原則として寄附を受けた当該年度の事業に寄附を充てることになっておりますが、この基金を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することができます。そして、このことによりまして、企業が本町に寄附をしやすい環境を整えることにもなります。

なお、基金条例の案につきましては、内閣府と事前相談することが義務づけられておりますので、既にその内容が完了していることを申し添えさせていただきます。

次に、条例の内容についてご説明させていただきます。お手元の条文をご覧いただきたいと思いま

す。第1条の設置では、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、当該基金を設置することを規定するものでございます。

第2条の積立金では、基金に積み立てる額は、法人からの寄附金の全部または一部とし、一般会計の予算で定めることとしております。

第3条の管理では、第1項で確実かつ有利な方法で保管することとし、第2項で有価証券に代えることができるることを定めております。

第4条の運用益金の処理では、基金の運用から生じる収益については予算計上して、当該基金に編入することを定め、次の第5条の繰替運用では、財政上必要があると認める場合、繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用ができると規定しております。

第6条の処分では、基金は設置目的に従い、つまり企業版ふるさと納税を活用する地方創生事業に使用する場合に限り処分することができると規定しております。

第7条では、条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 大変恐縮なのですが、ちょっと文言について課長にお尋ねしたいところがあります。

第3条、先ほどご説明がありましたけれども、預金を最も確実かつ有利とあります。第2項のほうに、最も確実かつ有利な有価証券とあるのですが、両方最もとあるのです。そうした場合に、例えばAとBという銀行があって、1%と0.9%の金利があった場合に、分散で預けられないということになると思うのですが、あとは有価証券というのも、多分株式ではなくて国債などを想定していると思うのですが、例えば国債の金利あるいは県債とか企業債とかありますけれども、そういうところがあった場合に、パーセントがいろいろ上下あると思うのですが、そうした場合に1つの一番高いところにしか預けられないということに解釈できるのですが、この最もとある表現はどのように解釈しているのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

最もというところについてでございますが、そのときの国債、お話にありましたように国債や県債や企業債などに代えて運用をすることを想定しておりますが、まずいつ、どのくらい使うかですか、

そういう計画にも基づいて選んでいくことになるかと思います。ですので、そのとき一番有利であるものに全て代えるということではなくて、事業計画に基づいた、運用については計画に基づいて選んでいくということでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） ちょっとおっしゃりたい意味というのが、例えば国債とかでも何年物とかというのがありまして、何年後に資金が必要になるから長期の預け入れはできないとか、そういうことは分かるのですけれども、そのときに最もという条項がなければ、別に1番と2番を買ってもいいわけなのですけれども、最もという条項に縛られてしまうと、そこしか、そのときに一番、期限とかそういうのはありますけれども、そこにしか投資できない、預けられないという縛りになるのではないでしようかというのがちょっと心配な点なので、ご質問させていただきました。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員もご存じのように、この最もという文言なのですけれども、毎日金利は変動しております。我々もこの基金を運用するに当たりまして、基金の運営の委員会もございます。その中で規約ももちろんつくってあるのですけれども、その中で審議をして、最も正しい運用方法、国債に投資するか、県債に投資をしていくか、海外はこれはまずないのですけれども、そのような、そこで最もという文言で、我々はここに定めてあるわけです。

この企業版ふるさと納税についても、これもこれから町とすれば新たにこれを通していただきながら、企業版ふるさと納税にも力を入れていきたいと。これについても、お年玉ではないのです、これは。皆さんご存じのように、ふるさと納税はお年玉ではないですから、職員の努力でこのような結果になっているわけですから、我々も有効な、いろんな返礼品も含めて、企業版ふるさと納税と普通のふるさと納税は意味合いがちょっと違うのですけれども、そのようなことで、この文言の最もというのはそのときに、我々委員会でここに投資がいいだろうということを精査した中で、そこに投資をしていくと。投資というか基金ですよね、基金も含めた中でしていこうというような流れでなっていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 千代田町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第5、議案第26号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第26号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例についても法改正に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に関する改正を行うものであります。

具体的には、職員が本人またはその配偶者が妊娠し、出産したことなどを申し出た場合に、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供を行うとともに、その利用確認をすることが義務づけられました。

また、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供及び意向確認についても義務づけられました。

なお、本条例の施行期日については、当該法律の施行日である令和7年10月1日から施行といたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第6、議案第27号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第27号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、千代田町職員の育児休業等に関する条例についても、法改正に準じて育児等の部分休業の取得パターンの多様化等に係る改正を行うものであります。

具体的には、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」で取得可能な部分休業制度を第1号部分休業とすることに加え、今回の改正により「1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内」において取得可能な部分休業制度を第2号部分休業として新たに規定し、育児時の部分休業の拡充を図るものであります。

なお、本条例の施行期日については、当該法律の施行日である令和7年10月1日から施行といたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第7、議案第28号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第28号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年6月4日施行の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙における投票管理者や投票立会人、開票立会人などに対する費用弁償の基準額が改正されたことに伴い、同法の基準額を基準としている本町における選挙の投票管理者や投票立会人、開票立会人の報酬額を法改正後の基準額と同様に改定し、併せて期日前投票を含めた投票管理者や投票立会人の従事する時間を変更することができる規定を整備するものであります。

なお、本条例の施行期日については、公布の日から施行といたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第8、議案第29号 千代田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第29号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じました。4月施行分については、専決処分を行い、6月定例会において承認をいただきましたが、今回の議案においては、4月施行分を除く条文について改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、個人住民税では、いわゆる「年収の壁」の対応に伴う規定の整備になります。「年収の壁」の対応については、所得税における見直しを踏まえて、個人住民税についても、所得税と同様の措置として、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設、各種控除の収入要件の引上げについて改正を行います。

また、たばこ税では、令和7年度税制改正において、加熱式たばこの課税方式が見直されたため、紙巻きたばこへの本数換算を重量のみの方式に見直しを行います。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大谷税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（大谷英希君） それでは、議案第29号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日より段階的に施行されることとなりました。これに伴い、千代田町税条例につきましても、所要の改正を行う必要が生じましたので、改正するものであります。

お手元に議案第29号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、ご覧ください。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、第18条の改正です。令和5年度税制改正において、インターネットを利用した公示送達規定の見直しが行われましたが、その詳細な方法について、地方税法施行規則第1条の8第1項で規定されることに伴い、改正を行うものです。地方公共団体のサーバーにアップするなどの方法により、公示送達の情報を不特定多数の方が閲覧できる状況に置く方法のほか、従来からの掲示板に掲示する方法に加えて、事務所に設置したコンピューターの映像面に表示する方法によるることもできることがあります。

続いて、第18条の3の改正です。さきの18条の改正に、地方税法施行規則という文言と、その定義が規定されることに伴い、第18条3において文言と定義を記載する必要がなくなったため、削除するものでございます。

続いて、第34条の2の改正です。ページを進んでいたしまして、2ページの上段をご覧ください。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応、いわゆる年収の壁への対応といたしまして、地方税法における特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備となります。この第34条の2は、所得控除について定めるものであり、所得控除として挙げられた各種控除の最後に、大学生年代の子等に関する特別控除である特定親族特別控除という文言を追加いたします。この特定親族特別控除とは、地方税法第314条の2第1項第12号に新たに設けられたもので、特定親族について定義し、条件を満たす所得割の納税義務者に対して特定扶養控除と同額になる、1人につき最高45万円の控除を行うものです。特定親族特別控除では、一定の所得を超えた場合、控除額が所得に応じて遞減する仕組みが設けられます。19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が95万円、こちらは給与収入にして160万円相当までは、特定扶養控除と同額の45万円の所得控除を受けられ、合計所得金額が95万円を超えた場合には控除額が段階的に遞減し、123万円、給与収入にして188万円相当、こちらで消失する仕組みとなります。これは、人材不足の状況において、特に大学生アルバイトの就業調整について、税制が一因との指摘を背景に見直しが行われるものでございます。

次に、第36条の2の改正です。こちらも、地方税法における特定親族特別控除の創設に伴う改正です。本条は、市町村民税の納税義務者の申告義務について規定したもので、本条第1項は、地方税法第317条の2第1項の規定を受けて、市町村民税の申告書を提出すべき者の範囲を定めております。令和7年度税制改正により、地方税法第317条の2第1項において、控除を受ける場合に申告書に記載しなければならない事項として、特定親族特別控除が追加されました。

また、地方税法317条の2第1項の改正において、特定親族特別控除に係る説明が括弧書きで記されており、前年の合計所得金額が85万円以下の特定親族に係るものは除くと所得要件が定められております。つまり、公的年金以外に所得を有しなかった者が、前年の合計所得金額が85万円を超える特

定親族に対する特定親族特別控除を受ける場合には、申告する義務が課されることとされました。新条例第36の2においても、地方税法と同様に、特定親族特別控除及び所得要件を追加するものでございます。

ページを進んでいただきまして、3ページの中段をご覧ください。第36条の3の2の改正です。こちらも、特定親族特別控除の創設に伴う改正となります。本条は、地方税法第317条の3の2と同様の規定でございまして、地方税法の改正において特定親族が給与所得者の申告事項として追加されることに伴いまして、新条例においても追加するものでございます。

続いて、第36条の3の3の改正となります。こちらについても、特定親族特別控除の創設に伴う改正になります。

ページを進んでいただきまして、4ページの中段をお願いいたします。本条は、地方税法第317条の3の3と同様の規定であります。地方税法の改定において、特定親族が公的年金等受給者の申告事項として追加されることに伴い、新条例においても追加するものでございます。

続いて、第83条の改正となります。軽自動車税種別割の賦課基準日は4月1日で、現状の納期限である4月30日に間に合わせるためには、4月中旬までに納付書を発送する必要がございます。年度末における課税客体の移動を反映させるには非常にタイトなスケジュールとなっており、納付書の発送後に廃車の書類が届くような事例が毎年発生しております。そこで、移動登録の錯誤を減らし、より適正な課税となるよう、納期限を5月末に変更する改正を行なうものです。なお、近隣の状況ですが、東毛地域では千代田町を除く全ての団体が5月末納期限となっております。

ページを進んでいただき、5ページ中段をご覧ください。附則第10条の2の改正です。地方税法附則第15条関係、固定資産に係る課税標準の特例措置として、地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例に関する新規規定を行うものです。令和元年東日本台風で大きな浸水被害が発生した休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路とその流域、太田市、千代田町、大泉町の一部が、群馬県により特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されました。この指定により、特定都市河川流域内における1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為、これは土地から流出する雨水量を増加させるおそれのある行為を指しますが、この行為の実施に当たっては群馬県知事の許可が必要となり、雨水流出量の増加分相当以上の雨水貯留浸透施設の設置をするなどの対策工事が義務づけられております。あらゆる関係者が共同して取り組む流域治水の実効性を高めるため、同法に規定する事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設に課する固定資産税の課税標準を3分の1とするものです。

続いて、附則第16条の2の2の改正です。附則第16条の2の2は、地方税法附則第30条の3、地方税法施行令附則第15条の2の6、第15条の2の7の新設に伴うものです。令和7年度税制改正で、加熱式たばこの課税が見直され、紙巻きたばこへの本数換算を重量及び小売価格をもって計算する方式から、重量のみをもって計算する方式となり、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1

本に換算する仕組みとなります。第16条の2の2第1項第1号は、加熱式たばこの主流となっているスティック型加熱式たばこ1本の重量0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法を規定するとともに、重量が0.35グラム未満である場合でも、スティック型の加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する方法を規定します。

ページを進んでいただきまして、6ページをご覧ください。第2号は、スティック型以外の加熱式たばこの課税方式となります。1本の重量0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する方法を規定するとともに、1品目当たりの重量が4グラム未満である場合でも、1品目をもって紙巻きたばこの20本に換算する方法を規定します。

続く第2項は、加熱式たばこ1本当たりの重量が最低課税を超える場合の計算方法となります。品目ごとの1個当たりの重量に数量を乗じ、合計重量を紙巻きたばこに換算する方法を規定します。

第3項は、第2項における計算の端数処理、こちらを規定いたします。

第4項は、スティック型以外の加熱式たばこのうち、加熱式たばこと併用するものについては最低課税を適用しない旨の例外規定でありますと、上位の法令との整合性を取るための改正となります。

資料が変わりまして、改め文の附則をご覧ください。附則の第1条では、施行期日を公布の日としておりますが、第1号から第3号に掲げる条文については、各規定に定める日を施行日とするものでございます。

続く第2条では、公示送達に関する経過規定を定めており、改正条例施行日前の取扱いについては、従前の例によることとしております。

第3条では、第1項により町民税に関する経過措置を定めており、令和7年度分までの取扱いについては、従前の例によることとしております。

第2項は、新条例第36条の2第1項による令和8年度分の町民税申告の取扱いについて定めており、公的年金以外に係る所得を有しなかった者が、令和8年度に特定親族特別控除を受けようとする場合には、控除対象者の所得金額にかかわらず申告を要するものとしております。

ページを進んでいただきまして、続く第3項は給与所得者、また第4項は公的年金受給者の扶養親族申告書の取扱いについて経過措置を定めており、改正条例施行日前の給与や年金について提出した申告書の取扱いについては、従前の例によることとしております。

第4条では、町たばこ税に関する経過措置について定めており、第1項は改正条例施行日前の取扱いについては、従前の例によることとしております。

第2項は、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数換算について、激変緩和の観点から段階的な移行を定めるものとなっております。令和8年4月1日から同年9月30日までについては、現行条例の換算方法により計算した紙巻きたばこの本数掛ける0.5と、改正条例の換算方法により計算した紙巻きたばこの本数掛ける0.5、こちらを合算した数値が適用となります。

次ページの第3項では、第2項の計算における端数処理を定めております。

以上、議案第29号についての詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第9、議案第30号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求める。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第30号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の地方公共団体情報システム標準化基本方針に従い、窓口業務で使用しているシステムの標準化を本町では11月4日から改正する予定となっております。従来、農業所得や不動産所得申告時に使用していた土地家屋の租税公課額が分かる土地家屋税額通知書については、標準化システムには実装されておらず、新システム運用後には出力することができなくなります。そのため、これまでも証明書として存在し、新システムの運用以降も実装される公課証明書での代用が可能であることから、税申告時に使用する際に限り、手数料を免除できるよう改正を行い、住民サービスの維持を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第10、議案第31号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第31号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について規制し、土壤汚染の防止及び災害発生の防止を目的とする当該条例を改正するものであります。

宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日から施行され、群馬県では令和7年5月26日から適用されておりますことから、同法と重複する規制「災害発生の防止」を削除し、「土壤汚染の防止」は引き続き改正後の条例にて規定し、また許可制から事前届出制とする所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第11、議案第32号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第32号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億938万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,066万7,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では地方特例交付金や地方交付税について、交付金額確定のために追加し、また事業費の増額により国庫補助金や県支出金を追加し、併せて前年度繰越金を追加いたします。

また、町債では緊急防災・減災事業債を追加いたします。

次に、歳出では、総務費において前年度剩余金の確定などに伴い、財政調整基金へ積立てを行います。また利根川新橋建設促進事業費として、広告料を追加いたします。

衛生費では、申請者が多く見込まれることから、浄化槽設置事業費補助金を追加いたします。

農林水産業費では、小規模農村整備事業において、天神原地内の農道整備に係る調査設計委託料を追加いたします。

土木費では、道路新設改良整備事業として、福島地内の道路改良工事費、新福寺地内側溝工事費を追加いたします。

消防費では、災害対策事業として、令和8年度からの国土強靭化地域計画策定に係る費用を追加い

いたします。

教育費では、中学校武道館のエアコン設置工事費を追加いたします。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） それでは、議案第32号につきまして、詳細説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。こちら第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明があったとおりでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、6ページ、7ページのほうをお願いいたします。第2表、地方債補正をご覧いただきたいと思います。左側、起債の目的欄にあります緊急防災・減災事業債について、中学校武道館エアコン設置工事に係る事業を借り入れ対象としたことから、7ページの補正後の限度額に変更いたします。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。少し飛びまして、11ページ、12ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。上段、9款1項1目地方特例交付金ですが、これは住宅借入金等特別税額控除減収補填分や、定額減税の減収補填分の交付金といたしまして、交付額が確定いたしましたことから、差額を追加いたします。

続いて、10款1項1目地方交付税ですが、普通交付税の交付金額が確定いたしましたので、差額分について追加いたします。また、今年度の普通交付税の額は昨年度と比べまして458万8,000円の増となりました。これは、地方特例交付金の減額など基準財政収入額が減額したことにより増額となったものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、8節障害児入所給付費等負担金では、32万円追加いたします。こちらは、保育所等訪問支援事業費の追加による国庫負担分となります。

最下段の14款2項2目民生費国庫補助金、5節障害者自立支援補助金では、障害者自立支援給付審査支払い等システム事業といたしまして、就労選択支援の創設に伴うシステム改修などに関する費用についての国庫補助金を追加いたします。

次の13、14ページをお願いいたします。14款2項3目衛生費国庫補助金、3節合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、247万5,000円を追加いたします。こちらは、浄化槽設置に関する補助金申請件数が伸びていますことから、新規分、転換分、宅地内排水分の追加に伴う国庫補助分となります。

中段、3項1目総務費国庫委託金、2節中長期在留者住居地届出等事務委託金では、概算払いの決定に伴う追加となります。

下段の15款県支出金、1項1目民生費県負担金、10節障害児入所給付費等負担金では、障害児の保

育所等訪問支援に係る追加分となります。

次の15、16ページをお願いいたします。上段、15款県支出金、2項3目衛生費県補助金、1節合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、先ほどの国庫補助金と同様に、新規分、転換分、宅地内排水分の追加に伴う県補助金となります。

中段、3項3目教育費県委託金、3節人権教育指導者養成講座委託金では、本町は今年度は人権教育指導者養成講座を担当する自治体となったために、県からの委託金追加となります。

下段の16款財産収入、1項2目利子及び配当金についてですが、これは各種基金の運用収入額を追加するもので、定期預金の利率の上昇に伴い、新たに追加で見込める預金利子などを追加するものでございます。

次の17、18ページをお願いいたします。上段、18款繰入金、1項3目介護保険特別会計繰入金では、介護保険特別会計において前年度決算の余剰金精算として繰戻し額を追加いたします。

19款1項1目1節前年度繰越金では、一般会計の前年度の余剰金が確定しましたことから、4億6,667万6,000円を追加いたします。

20款5項3目3節雑入では、催物チケット売捌料として、お笑いライブチケットの収入を新たに追加いたします。

最下段、21款町債、1項4目1節教育債については、緊急防災・減災事業債といたしまして、中学校武道館エアコン設置事業が対象経費となることから、この後ご説明をする歳出と同額を追加するものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げたいと思います。19、20ページをお開き願います。歳出の主なものについては、右側説明欄を基にご説明いたします。

初めに、2款総務費、1項1目一般管理費のうち、1つ目の丸印の一般経費では、施設外就労作業員派遣委託料といたしまして、障害者施設の方に図書館の書架整理作業を行っていただいておりますが、本年6月より委託単価の引上げ改定及び新たにe c oパーク東でのリサイクル資源の仕分作業をお願いしていることによる追加費用となります。

中段、4目財産管理費のうち、1つ目の丸の庁舎管理事業では、役場庁舎の1階から3階の男女のトイレ便座の一部改修に係る工事費となります。

2つ目の丸、基金積立金では、こちらは各種基金における定期預金の利率の上昇や新規債券運用による利金収入の増額分を追加いたします。また財政調整基金積立金については、地方財政法第7条により、地方公共団体では各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに積立てまたは償還期間を繰り上げて行う地方債償還の財源に充てなければならないとされていますので、今回は前年度繰越金のうち、4億2,000万円を新たな積立分として追加をいたします。

21ページ、22ページをお願いいたします。2款1項11目まち・ひと・しごと創生事業費の丸印の人

の交流促進事業では、利根川新橋建設促進事業として、太田市、熊谷市、大泉町合同で行われる刀水橋花火大会において、訪れる地域の住民の方などに利根川新橋建設促進を広く周知することで、共通課題として認識してもらい、新橋の早期実現に向けたPRとするため、昨年度に引き続き広告料を100万円追加するものでございます。

下段、2款総務費、3項1目戸籍住民登録費では、入管法改正に伴う住居地届出等事務用端末として、新たに備品購入として追加をするものでございます。

23、24ページをお願いいたします。上段、3款民生費、1項2目障害者福祉費では、1つ目の丸の障害者自立支援事業に関するシステム改修委託料及び2つ目の丸印の障害児福祉措置事業として、保育所等訪問支援扶助費を追加するものでございます。

中段、3目高齢者福祉費では、1つ目の丸の在宅高齢者福祉等推進事業費では、自立支援サービスセンター事業の事業委託料といたしまして、利用者割の見直しによる追加となります。

次に、最下段の3款2項1目児童福祉総務費では、令和6年度子ども・子育て支援交付金事務の実績報告に伴う国、県への精算返還金を追加するものでございます。

次の25、26ページへお進みいただきたいと思います。中段になりますが、4款衛生費、1項4目環境衛生費では、歳入でもご説明いたしましたが、浄化槽設置事業費補助金として、新規分7件、転換分6件、宅地内排水6件分を追加するものでございます。

次の27、28ページをお願いいたします。中段、6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、申請件数の増加により、農業用機械購入事業補助金といたしまして200万円を追加いたします。

5目の農地費では、小規模農村整備事業として、農道拡幅舗装工事の前段として、調査・設計委託料770万円を追加するものです。

最下段、8款土木費、2項2目道路維持費では、赤岩新福寺線の道路舗装に係る調査委託料を追加いたします。

3目道路新設改良費では、福島地内の道路改良工事及び新福寺地内の側溝工事の追加分となります。

次の29、30ページの中ほどの中段をお願いいたします。8款土木費、4項3目公園管理費ですが、ふれあいタウンちよだ内の公園にある藤棚の劣化が進んでいたため、改修工事を追加するものでございます。

最下段の9款消防費、1項4目災害対策費では、次の31、32ページの上段に続いておりますが、消耗品については来年度当初に本町で予定されております1都6県の利根川水系連合・総合水防演習に備え、地元開催地であるため、町職員の総動員も想定し、当日参加する職員防災服の購入費を追加するほか、国土強靭化地域計画策定委託料では、国、県の上位計画の改定に伴い、本町の地域計画の改定が必要となりましたので、業務委託料を追加するものでございます。

中段、10款教育費、3項1目学校管理費では、中学校の武道館エアコン設置工事費といたしまして追加を行うものです。こちらは歳入でもご説明いたしましたが、緊急防災・減災事業債の財源充当に

よる歳出追加を行うものでございます。

下段、10款4項1目社会教育総務費では、イベント事業の業務委託料として、コスメ・ニスト千代田町プラザで今年度にお笑いライブを開催するための委託費用を追加するものでございます。

次の33、34ページをお願いいたします。下段、10款教育費、5項2目体育施設費では、施設補修工事として、町民体育館の床ウレタン塗装改修工事やコンセント設置工事に関する費用を追加するものでございます。

3目総合体育館・温水プール費では、機器保守工事費として、温水プールボイラー部品交換修繕費用を追加するほか、備品購入として卓球台やホワイトボードなどの購入費用を新たに追加するものでございます。

35、36ページをお願いいたします。最後に、14款予備費、1項1目予備費402万円を追加し、収支の均衡を図るものでございます。

なお、次の37ページについては地方債の現在高見込額調書となります、今回の補正予算における地方債の追加として、先ほどご説明いたしました町債のうち、教育債として緊急防災・減災事業債1,450万円の追加を反映した調書として添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、金子議員。

〔3番（金子浩二君）登壇〕

○3番（金子浩二君） 28ページの農業費のところなのですけれども、農業用機械購入事業補助金200万円とあるのですけれども、これどのような農業機械を購入されるのかと、何人ぐらいされるのか。

それともう一つ、その下の小規模農村整備事業なのですけれどもこれ、町長の説明で天神原と言っていたのですけれども、天神原のどこら辺の整備をするのかという質問なのですけれども、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 赤井産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聰君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、農業用機械購入事業補助金でございますが、こちら年度当初から、当初予算のほうから計上しております事業費補助金の中では、トラクター、コンバイン、田植機等の購入のほうに補助のほうをさせていただいております。今回、補正として上げさせていただく200万円につきましても、同様の機械購入のほうに使っていただけるのかなというふうに想定をしてございます。

また、その下の小規模農村整備事業でございますが、こちらについてはサントリー東側の、具体的に言いますと新和建設さんの事務所があるかと思いますが、そちらの南側にございます東西の農道、こちらの整備のほうを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） ありがとうございます。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植機となっているのですけれども、どのくらいの人が申請しているのかと、あと小規模農村整備事業は、新和建設のさつき説明あったすごく細いところで、トラクターがよく脱輪とかおっこちてしまうところで狭いところだったのです。あれ前からずっとと言われていたところだと思うのですけれども、今回そういうふうになって整備ができるので、ありがとうございます。

○議長（森 雅哉君） 赤井農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（赤井 聰君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、農業機械購入事業補助金の件数でございますが、今年度、令和7年度の実績といたしましては9件となってございます。

また、小規模農村整備事業の事業実施箇所につきましては、金子議員さんがおっしゃっていたとおりの箇所でございまして、同路線については幅員が狭小でありまして、これまでにも農業機械の転倒事故等も発生したところでございますので、また令和4年度に地元からの整備要望のほうも上がっておりまして、今回整備のほうを予定させていただくものでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 蝦間農業委員会長。

○農業委員会長（蝦間泰四郎君） 今、事務局長のほうからは補足説明がございました。私も今年度、申請をさせていただきました。私においては、24年使ったコンバインかなり劣化していて、時代の流れについていけないと。そういうところで某社、定価2,000万円以上なのですけれども、こちらを申請して購入させていただきました。上限が50万円ということで、我々小規模農業者にとっては、2,000万円を超える機械購入の中で50万円いただけるというのはありがたい。次年度も田植機申請をしたいと考えています。

恐らく今後、農業者が時代の変革の中で、いわゆるIT、衛星を使った直進可能な農業機械がどんどん入ってくると。かなり高い機械です。近年、ここ一、二年米価が上がっているとか、いろいろな問題がございますが、農家にとっては決してメリットのある話ではないと。厳しい高温障害の中で、農家自体も疲労こんぱいする中で設備投資をしていかないと、時代の流れについていけない。そういった中で、こういった機械の申請をさせていただいて町の予算が増額になったということは、農業者を代表しまして御礼を申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 32ページなのですけれども、消防費のところで災害対策事業の中で、国土強靭化地域計画策定業務委託料462万円とあるのですけれども、これについて詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 茂木総務課長。

○総務課長（茂木久史君） 柿沼議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

こちらの国土強靭化計画についてでございますけれども、千代田町では平成23年に発生した東日本大震災を受けて平成25年に施行された国土強靭化基本計画に基づき、大規模自然災害等が発生しても被害を最小限に抑え、機能不全にならない、迅速に復旧復興できる強さとしなやかさを備えた強靭な千代田町を推奨するために作成した計画といたしまして、今年度末で現行の計画が期間満了を迎えるという形で、新たな計画策定に着手という形になります。

この計画については、国が平成25年12月のときに国土強靭化基本法というものを公布、施行しておりまして、これに基づいて国の国土強靭化計画を最上位計画として群馬県の地域計画、そして千代田町では国と群馬県の計画を踏まえた上で、千代田町の地域計画というものを新たに策定する必要が法令で義務づけられているために、今回改定に向けた計画を策定するという形になりました。

今回、当初予算で上げられなかつたという理由については、国及び県の改定計画が示されていない部分もありましたので、そちらの計画を踏まえた上で本町の計画策定が必須であったことから、今回補正という形で、計画の開始期間については、来年度の4月から速やかに次期計画を進めていきたいと思っておりますので、緊急いとまがないという形で、補正予算でお願いをさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 先ほどの茂木総務課長のご説明で、28ページの8款土木費、2項道路橋梁費の450万円、赤岩新福寺線の測量等調査委託料というふうにちょっと私聞いたのですが、それで合っているのでしょうか。合っているとすれば、どのようなことに使うのか、もう少々詳しく教えていただければと思います。

○議長（森 雅哉君） 坂部建設下水道課長。

○建設下水道課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

今回補正させていただいたところにつきましては、都市計画道路赤岩新福寺線の既存の道路となります。今年の4月1日に道路が開通しまして、大型車の通行量が増加したことによりまして、既存の道路部分である区画整理事業区域内、こちらの沿線にお住まいの方から、既存の道路舗装の段差等による振動が生じているというような報告が寄せられました。そのことから、今回その要望に応えるよ

うな形で舗装補修の検討をするに当たって、まずはその道路の状況、傷み具合がどんな感じなのかと  
いうのを調査するために計上させていただいたものでございます。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに  
賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第12、議案第33号 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第33号 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万1,000円を追加し、予算の総額を歳入  
歳出それぞれ11億995万円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、1款国民健康保険税を本算定による賦課額の決定により減額し、  
3款国庫支出金では、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム整備費補助金を追加いたします。

また、5款財産収入及び7款繰越金、8款諸収入をそれぞれ追加するものであります。

歳出では、1款総務費を追加し、6款基金積立金及び8款諸支出金をそれぞれ追加いたします。

詳細については、住民生活課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいます  
ようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） 議案第33号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の7ページ、8ページをお開き願います。まず、歳入ですが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、現年課税分について、本算定により4月1日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ減額させていただきました。

3款1項4目の国庫支出金ですが、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費用を追加いたします。

また、5款1項1目の財産収入ですが、預金利子率の上昇により追加するものでございます。

9ページ、10ページをお開き願います。7款1項1目のその他繰越金では、前年度事業の確定により393万円を追加いたします。

8款2項6目の国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金では、前年度保険給付費等交付金普通交付金の余剰金、概算払い額と確定額の差額分を受け入れることにより追加をいたします。

11ページ、12ページをお開き願います。続きまして、歳出ですが、1款1項総務管理費では、令和7年4月に資格確認書の共同印刷による印刷単価料の値上げにより印刷製本費を追加するほか、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費用を追加いたします。

また、1款2項徴税費では、標準化に向けた国保税に伴うシステム改修により追加をさせていただきました。

5款1項1目保健事業費では、科目更正による細々節の名称変更により、金額に変更はございません。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。6款1項1目の基金積立金では、定期預金利子率上昇により、基金として積立てたく追加するものでございます。

8款1項6目の保険給付費等交付金償還金ですが、前年度の保険給付費等交付金が確定いたしましたので、保険給付費等交付金余剰金及び特定健診等負担金返還金を追加させていただくものです。

9款予備費では、収支の均衡を図るため増額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 令和7年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。

休憩 （午前10時31分）

---

再開 （午前10時45分）

○議長（森 雅哉君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第13、議案第34号 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第34号 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億91万8,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入については、3款繰越金では、令和6年度の繰越金の確定により減額いたします。

5款国庫支出金では、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費用に対する補助金を追加するものであります。

次に、歳出ですが、1款総務費では、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修に要する経費105万6,000円を追加いたします。

また、4款予備費を減額し、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 令和7年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第14、議案第35号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第35号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,027万6,000円とするものであります。

補正の主な内容でありますが、歳入については、1款介護保険料では前年度繰越金の確定に伴い、歳入の均衡を図るため、保険料を減額するとともに、歳出の地域支援事業費における総合事業分の見直しに伴い、その事業費の法定負担割合分について、1款介護保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、3款県支出金、7款繰入金の地域支援事業繰入金をそれぞれ減額するものであります。

6款財産収入については、介護給付費準備基金の預金利率の上昇により、預金利見込額を追加いたします。

8款繰越金については、前年度繰越金の確定に伴い追加するものであります。

また、歳出については、1款総務費では、職員人件費を追加または減額し、標準化システム移行に伴うマスター使用料を追加するものであります。

4款地域支援事業費では、通所型サービス委託料を総合利用分の見直しにより減額いたします。

5款基金積立金については、介護給付費準備基金の預金利子見込額を積み立てるものであります。

7款諸支出金では、前年度の国庫支出金等の精算による返還金及び総務費剩余金の一般会計への繰出金を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 令和7年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第15、議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第36号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町総合保健福祉センター非常用電源装置設置工事の工事請負契約の締結に関して、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、保健福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 久保田保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保田新一君） 議案第36号 工事請負契約の締結につきまして、詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、浸水想定区域内にある総合保健福祉センターの非常用電源装置を最大浸水深より高い位置へ設置を行うもので、緊急防災・減災事業債を活用し、工事を行うものでございます。近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生していることを踏まえ、総合保健福祉センターの福祉避難所としての防災機能設備の充実強化を図ることを目的としております。

今年度予算において、千代田町総合保健福祉センター非常用電源装置設置工事設計監理の業務委託を行い、7月9日に実施設計が完成しました。その後、入札審査会において業者の選定をしていただき、7月31日に10者の指名競争入札を実施したものです。入札の結果、契約金額は6,400万円に消費税を加えた7,040万円となっております。契約の相手方は、新和建設株式会社となっており、千代田町財務規則第143条第3項の規定に基づき、仮契約を令和7年8月7日付にて締結しております。

工事の概要でございますが、災害時の避難所に必要な電力を貯える非常用発電機、燃料貯蔵庫及びスコットランス盤、変圧器のことですが、こちらの設置を行うものでございます。設置につきましては、総合保健福祉センター敷地の北西部に架台を設置し、最大浸水深より高い位置へ施工を行います。参考資料といたしまして、仮契約書の写し、工事の全体図、機器配置図をお配りさせていただきました。本契約の成立につきましては、議会の議決の日とし、工期につきましては、議決の日から令和8年3月17日までを予定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

---

○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君）　日程第16、諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（森 雅哉君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君）　諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります森茂人氏の任期が令和7年12月31日で満了することから、法務大臣に対して再度森茂人氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

森氏については、在任中も人権擁護委員としての役割を認識し、熱意をもって積極的に人権相談や人権啓発など各種の人権擁護活動にご尽力いただいております。その功績は顕著であり、今後も人権擁護委員としての活動に大きな成果を期待できるものであります。

以上の理由から、森茂人氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいと思いますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君）　起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案どおり適任者として決定いたしました。

---

○諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第17、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在人権擁護委員であります大谷恵氏の任期が令和7年12月31日で満了することから、法務大臣に対して、新たに荒井稔氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

今回推薦いたします荒井氏につきましては、長きにわたり行政職員として公共の職務に精励され、社会教育主事として人権教育に携わった経験と豊富な知識もあり、広く社会の実情に通じております。その豊かな経験と識見から、人権擁護委員としての活動に大きな成果を期待できるものであります。

以上の理由から、荒井稔氏を人権擁護委員として推薦したいと思いますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、諮問第3号は原案どおり適任者として決定いたしました。

---

○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（森 雅哉君） お諮りいたします。

日程第18、認定第1号から日程第22、認定第5号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、認定第1号 令和6年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第19、認定第2号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第20、認定第3号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第21、認定第4号 令和6年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第22、認定第5号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 認定第1号 令和6年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和6年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、令和6年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、不安定な国際情勢を背景として、原材料価格の上昇に加え、円高の影響などから、日常生活に密接なエネルギー、食料品等の価格が総体的に上昇しており、町民を取り巻く環境には厳しさが増しております。

本町では、支援策としてプレミアム付商品券事業などを実施してまいりました。これらの物価高騰対応地方創生事業予算のほか、ふるさと応援寄附金関連予算が増加したことにより、一般会計の最終予算総額は96億6,336万1,000円となりました。

現在でも、物価高騰の影響は依然として大きく、町民生活を脅かしております。このような状況の中、本町においては、町民皆様の安心安全な生活と、福祉及び教育環境の向上を図るべく、予算の適正な執行に努め、各会計においても決算を迎えることができました。

それでは、最初に令和6年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入総額95億9,692万6,688円、歳出総額88億1,187万7,930円となり、差引額は7億8,504万

8,758円となりました。これから翌年度への繰越額1億6,837万2,000円を差し引いた実質収支額は6億1,667万6,758円となりました。厳しい社会・経済状況下において、令和6年度について一応の成果と結果をご報告できることは、議会をはじめとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは決算の概要を申し上げます。まず、歳入でありますと、自主財源の根幹をなす町税において、個人町民税は国の政策である定額減税の影響により減額となりましたが、法人町民税は大手企業の主力製品の販売が好調であったことや、景気が緩やかに上向いた影響などにより増額となりました。

また、固定資産税では、新築家屋や法人の設備投資に伴う影響で増額となりました。町税全体については、前年度と比較いたしますと2.9%、6,559万1,000円の増額となっております。

依存財源の中心となる地方交付税については、基準財政需要額が増えたことにより増額となり、前年度比2,948万5,000円の増となりました。

財源の内訳では、町税など町が独自に調達できる自主財源が71.5%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源は28.5%で、自主財源の比率は前年度と比較し減少いたしました。しかし、これは前年に比べ自主財源額は増額しており、予算総額も増加し、依存財源額の伸び率が大きかったことによるものであります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対する執行率は91.2%であります。

主な事業といたしましては、ふるさと納税を原資とした新たな施策として、給食費半額補助事業、入学祝金事業、福祉タクシー等生活支援事業、地域活性化キャッシュレス決済事業など各種事業に取り組みました。

都市基盤の整備では、都市計画道路について、繰越事業とした工事や、延伸部分の本体工事を引き続き進め、年度末には工事完了となりました。今年度初めに開通となり、この場をお借りいたしまして、ご協力をいただいた方々には厚く御礼を申し上げます。

教育費では、学校の在り方検討委員会を設置し、中学校等施設整備基本構想や基本計画策定など、小中一貫校に向けた取組みが始まりました。

その他、高齢社会対策や健康づくりの推進、農業振興対策、教育・保育環境の充実、公共施設の老朽化対策など、行政全般にわたり各種事業に取り組みました。

主な財政支出である財政力指数は0.692であり、群馬県内の自治体で上位に位置しております。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は98.0%と、前年度から4.4ポイント増加しております。財政健全化判断比率では、実質公債費比率が5.8%となり、0.1ポイント縮小しました。全ての項目において、早期健全化基準を下回っております。

今後も第六次総合計画に定める町の将来像に向けたまちづくりを実現するため、行財政改革を着実に推進し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、令和6年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など、被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べると平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

令和6年度は、加入者の高齢化や医療技術の高度化により、受診者1人当たりの医療費は増加しております。

このような状況の中、決算額は歳入総額11億9,129万8,017円、歳出総額は11億6,836万7,737円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の2,293万280円となりました。歳出では、予算現額に対しまして93.9%の執行率がありました。

保険制度改革により、平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりましたが、今後とも国民健康保険における相互扶助の趣旨や公平な保険税負担の啓発を推進するとともに、町が担っている保健事業や医療費適正化事業について、更に積極的に取り組んでまいります。

次に、令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より開始され、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引渡しなど、被保険者と広域連合との橋渡し的な役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額1億9,258万6,464円、歳出総額は1億9,001万2,386円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の257万4,078円となりました。歳出は、予算現額に対しまして97.6%の執行率がありました。

今後とも更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康増進や医療費適正化に努めてまいります。

次に、令和6年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての人が被保険者となり運営しております。介護保険制度が社会保険制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢化の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額10億6,909万371円、歳出総額10億5,108万1,346円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の1,800万9,025円となっております。歳出は、予算現額に対しまして96.7%の執行率がありました。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度に当たりますが、保険料収入や保険給付費などの収支のバランスは適正範囲にあります。今後も保険給付適正化事業や介護予防事業などの取組みにより、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、令和6年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次区域を拡大しながら管網整備を進めているところであります。

このような状況の中、決算額は事業収益2億2,478万3,631円、事業費用1億8,908万3,996円、資本的収入1億845万7,000円、資本的支出1億9,208万4,107円となりました。また、剰余金の処分についても併せて上程させていただきました。

令和6年度の事業では、管渠築造工事を開削工法で796.1メートル、舗装本復旧工事を121.5メートル実施いたしました。

今後も快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び公共下水道事業会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 続いて、森田監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

森田監査委員。

〔監査委員（森田和信君）登壇〕

○監査委員（森田和信君） それでは、令和6年度歳入歳出決算の審査結果につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度千代田町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算、公共下水道事業会計決算及び基金の運用状況につきまして、去る8月4日、5日及び6日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付しております決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしまして、一般会計及び各特別会計、公共下水道事業会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確であります。基金の運用も含め、総体的にほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標につきましては、町の財政力を示す財政力指数が0.692と若干数値が下がりましたが、地方交付税の再算定により基準財政需要額が積み増されたことが要因にあります。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は98.0%で、前年度より4.4ポイント上昇しております。これは、人事院勧告による人件費増額や、物価高騰などにより経常経費が膨張したものと思われます。実際には基金の積立てがあることから、財政的にも余裕がありますが、比率改善の取組みを実施されますよう望みます。

歳入につきましては、ふるさと応援寄附金が約31億円の決算額となっており、町の財政に多大なる貢献をしております。一方、町税をはじめとした収入未済額は、件数、金額ともに圧縮が図られまし

たが、依然として多額であるため、収入未済額の圧縮に向けた取組みを望みます。なお、私債権における収入未済額につきましても圧縮が図られましたが、圧縮幅が少ないとから、引き続き適切な処理や圧縮に向けた取組みを実施されますよう望みます。

歳出につきましては、総合計画及び総合戦略を柱として計画的な実施に努めつつ、ふるさと納税を原資とした新たな施策として各種事業を行うなど、住民福祉向上にも重点的な対応がなされておりました。

令和6年度一般会計決算では、財政調整基金を加味した実質単年度収支は黒字となりました。基金残高は約12億円の増加、公債残高は約1億6,000万円の減少となっており、町の財政運営は評価するところであります。これからも財源を確保しつつ、增收となる部分については積極的に住民に還元されますことを望みます。

結びに、行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議いたしましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、11名全員による特別委員会を設置して審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和6年度決算審査特別委員会に決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は令和6年度決算審査特別委員会に決定いたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、議長指名で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には6番、大澤議員、副委員長には8番、橋本議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されましたが、上程されている認定5件につきましては、一括して特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、認定5件は一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

---

### ○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お詰りいたします。ただいまから11日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、11日まで休会といたします。

なお、8日月曜日は午前9時より文教民生常任委員会、午後1時30分より総務産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

---

### ○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時23分)



## 令和 7 年第 3 回千代田町議会定例会

議事日程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 12 日（金）午前 9 時開議

（その 1）

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定  
認定第 2 号 令和 6 年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 3 号 令和 6 年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 4 号 令和 6 年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 5 号 令和 6 年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
- 日程第 2 議員派遣の件
- 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出

（その 2）

- 日程第 4 議案第 37 号 令和 7 年度千代田町一般会計補正予算（第 5 号）  
日程第 5 議案第 38 号 工事請負契約の締結について  
日程第 6 議案第 39 号 業務委託契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（11名）

1番	畠	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	巻	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋 純一	君
副町長	宗川 正樹	君
教育長	田島 育子	君
総務課長	茂木 久史	君
総合政策課長	須永 洋子	君
会計管理者兼 税務会計課長	大谷 英希	君
住民生活課長	高田 充之	君
保健福祉課長	久保田 新一	君
産業振興課長兼 農業委員會長	赤井 聰	君
建設下水道課長	坂部 三男	君
都市整備課長	大川 智之	君
教育委員會長	森田 晃央	君
監査委員	森田 和信	君
農業委員會長	蛭間 泰四郎	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	下山 智徳
書記	山邊 悠以
書記	鈴木 貴士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（森 雅哉君） おはようございます。

本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長（森 雅哉君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件については、本定例会2日目の9月5日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、大澤議員。

〔決算審査特別委員長（大澤成樹君）登壇〕

○決算審査特別委員長（大澤成樹君） 改めまして、おはようございます。過日行われました決算審査につきまして、委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。令和7年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件名。認定第1号 令和6年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 令和6年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、令和7年9月5日。審査年月日、令和7年9月9日、10日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号については、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、11名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 令和6年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 令和6年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和6年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和6年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 令和6年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 令和6年度千代田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

---

#### ○議員派遣の件

○議長（森 雅哉君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、3件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、3件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

---

#### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（森 雅哉君） 日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

### ○日程の追加

○議長（森 雅哉君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付しました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4から日程第6までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

### ○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第4、議案第37号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 改めまして、おはようございます。議案第37号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,866万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,933万2,000円とするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳入では、地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を受けたことから、なかさと拠点整備事業の駐車場整備に係る費用の2分の1に当たる4,966万5,000円のうち、当初予算を国庫補助金として追加いたします。

次に、ふるさとづくり基金繰入金に4,900万円を追加計上いたします。これは、昨年度なかさと拠点整備を進めるに当たり、自主財源分をクラウドファンディング型ふるさと応援寄附金を活用して、多くの皆様からご賛同いただきましたが、その資金の一部を充当するものであります。

次に、歳出では、なかさと拠点整備事業において、設計委託料2,000万円を業務委託料に科目の組替えを行い、また契約見込額となる1,000万円に減額いたします。

次に、工事請負費に9,933万円を追加いたします。これは、今年度の事業として駐車場整備を行うものであります。

最後に、14款予備費を減額し、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 令和7年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第5、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第38号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ふれあいタウンちよだ内の県企業局用地を購入して実施する東部住宅団地拠点整備事業に係る工事請負契約の締結について、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） 議案第38号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、東部住宅団地の地域全体の住環境の向上や、活力と魅力を更に高めていく

ため、ふれあいタウンちよだ内に現地案内所を兼ねたテナント複合施設を整備するものでございます。

本案については、町の意向を十分に確認した上で、契約に係る実施方針や契約上の技術または工夫等により設計、施工を行うことができる最適な事業者を選定するため、今年の4月に公募型プロポーザルを実施いたしました。その結果、3事業者からの提案があり、審査及び評価の結果、株式会社吉田組を含む飯山千里建築設計事務所を契約候補者として選定いたしました。その後、実施設計を経て、議案書に記載のとおり、契約金額を1億912万円、契約の相手方を株式会社吉田組とし、随意契約にて令和7年9月11日付で仮契約を締結しております。

次に、整備内容を説明いたします。議案資料の位置図をご覧ください。ふれあいタウンちよだ内の商業用地区画と臨時駐車場用地の2か所が今回の該当地で、グレーの着色箇所が整備箇所になります。

次のページの平面図をご覧ください。記載のとおり、3棟がそれぞれ独立した建物になっており、中央に現地案内所が入り、その両側をテナントとする計画であり、工期につきましては令和8年3月31日までとなっております。

なお、事業費につきましては、千代田町土地開発公社からの寄附金を充当するとともに、令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用することとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

〔9番（大谷純一君）登壇〕

○9番（大谷純一君） 最初に、大川都市整備課長にお尋ねしたいと思います。

先ほど最適な事業者を選定するためにというふうにご説明がありましたけれども、1点目が複合施設建設に当たり、特殊な技術を必要としないのではないかという案件で、なぜ指名競争入札ではなく公募型プロポーザル随意契約なのかということと、2点目は、さきの全員協議会の中での質問で、単棟型、3つですよね、さいころみたいな形で3つ建てるのと、連棟型、3つを一緒の建物にして区切るということなのですけれども、そのことと、プロポーザルに参加した業者で連棟型を提案した業者はいたようで、金額で幾らの差異があったかという質問に対して、約2割高くなったという説明があったと思います。それでも3つ建物を分けるという、単棟型にしたというメリットをお示しいただきたいと思います。

3点目は、2つが飲食店ということなのですけれども、町が造り、民間に家賃をいただいて安価に貸し出すという行為が、民業圧迫の観点からどのような認識がおありか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の公募型プロポーザルとした理由ですけれども、今回公募型プロポーザルによりまし

て提出された提案の審査を踏まえて選定した事業者と、工法や価格等の交渉を行いながら仕様を確定するほうが、優れた成果を期待できるものと判断し、公募型プロポーザルを採用いたしました。公募型として、競争性は確保できているものと考えております。

それと、2点目、金額に関わることですけれども、今回は同一の仕様により価格で判断する競争入札とは異なりまして、費用面ではなくて、事業者側から示された提案内容の妥当性だとか、建物の視覚的効果、あとは維持管理の容易さなどといった点を総合的に評価することによって、事業者を選定したものでございまして、あくまでも同じ仕様に基づく金額で競争する内容ではないということで、プロポーザル方式として選定した結果、金額の部分も評価の一つの基準として示した中で、総合的に判断して決めた形となります。

最後に、飲食店が入るテナントの町がすべきことというような内容かと思うのですけれども、今回テナント複合施設を整備する土地につきましては、群馬県の企業局が長年分譲してきた土地でございます。令和2年に価格を下げてはいるのですけれども、にもかかわらずなかなか引き合いがないわけでございまして、今回は千代田町土地開発公社からの寄附金充当が調整がつきまして、近隣地域にぎわい創出のため、事業化をしたものでございます。町内での新規出店の際には、待っているだけではなかなか動きがない状況が長年続いていたため、今回は財源を確保した上で、施設の整備を計画させていただきました。

以上となります。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） にぎわい創出というのは私も理解できるのですが、町長も前にご答弁いただいたと思うのですが、例えば町内にもいろんな飲食店の方がいて、自分で自前で建てて、店舗をローン組んで返済しながらやっているという方もいらっしゃる中で、町として公共的に建物を建てて貸し出すというのは、それが例えば妥当な家賃であれば構わないのですが、それが市価よりも安いということになりますと、町で手だてをしていて、その借りた方が得をするというか、有利になるわけですね。そういうわけで私、民業圧迫と申し上げたわけで、それとにぎわい創出というのは別の問題だと思うので、町で家賃設定とかというのも、もうしているのでしょうか。再度お尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） ご質問にお答えいたします。

家賃につきましては、近隣の相場などを参考にいたしまして、店舗側の過度な負担とならないよう金額を設定していきたいと考えております。今回は、事業費の全額を国の交付金、それと土地開発公社からの寄附金により賄えておりますので、今後の家賃収入につきましては、町の新たな財源となる形となります。

民業圧迫という点につきましては、あくまでもこのテナントを利用して千代田町内で営業してもら

って、行く行くは自前の土地を町内に購入してお店を開いていただきたいという思いもありまして、そうした制度設計となっております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 大谷議員の先ほどの3点の質問に、私のほうからもお答えいたします。

まず、公募型プロポーザル、1点目です。これに関しては、3者でしたっけ、3者参入いたしました。その中で厳粛な審査を行いまして、最高点を取ったのがこの業者であります。それはなぜかといいますと、もう1者、2者のほうは、図面を見ても分かるように1個ずつの提案ではないです。ありふれた提案ですよね。先ほど20%の差額があるというお話も議員のほうから述べたように、ありふれた提案です。魅力が、言葉は悪いですけれども、普通の店舗です。ですので、あそこを創出していくのには、いろんな方が来てまちづくりを創出していくのには、あそこのところはちょっとしゃれたというか、寄りやすいような雰囲気を醸し出した提案が、私の私見から見ますと、それが点数の加点につながっていったのかなと、こういうふうに見ております。

それから、プロポーザルの随意契約とお話がありましたけれども、これは随意契約プロポーザルで、競争性を持ったプロポーザルがありました。点数もそのような形で最高点を取りました。ですので、この業者に決めていただきました。

皆さんご存じのように、川せがきも今までどおりの業者にずっと以前はやっていただいていたのです。そうしますと、町民の意見聞きますと、いろんな意見がございました。ですので、私就任して2年目だったと思うのですけれども、2年目に公募型のプロポーザルしてプレゼンしていただきました。4者、5者ほど参入してきました。その中で、審査会を開いてプレゼンをした結果、公平な観点でした結果、最初はたしか上州花火だったです。2年目にして、また今の花火屋さんにずっとやっていたいているのですけれども、非常に好評なのです。

ですので、そのようなプロポーザルでプレゼンをしていただくのも、これはいい部分があるかなと思っていますので、今回のこのテナントに関しても、先ほど議員が述べたようになぜ指名競争入札ではないのだということですけれども、これは指名競争入札ももちろん考えましたけれども、あそこいろんな部分で創出を図っていく上で、1回設計屋さんに頼んで、基本設計して実施設計してお金がかかります。ですので設計屋さんも含めた中で、総合的にどのようなことを、どのような建物をプレゼンで行えるのかと。そういう部分では、建築も含めた中でそのようなことを考えた結果、プロポーザルでやっているこうということで行っています。

それと、これから店舗、以前申し上げましたように向こうは20坪2店舗です。更に赤岩のほうが15坪2店舗です。これも含めた中で、これから時期が来たら、時期は10月、11月頃になるかなと思うのですけれども、金額も明示した中で、それで募集をかけていこうと、このように考えています。私は思

うのですけれども、町内にも飲食店がいっぱいあります。競争のない世界ですと、これは衰退の一途です。ですので、我々はチャレンジをしていきながら、もしそれが成功であろうが失敗であろうが、これは成功することを前提で我々は行っています。ほかの今既存である飲食店を圧縮するようなことをしないように配慮しながら、千代田町に今現在、例えば年間で1万人の方が飲食店利用していると。増やすことによって、2万人の方が飲食店を訪れるというような目標を持っていますので、1万人の人が来て、そこで今現在あるパイで飲食をしていくのではなくて、更には前へ前へ進んでいこうと考えていますので、ご理解していただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第6、議案第39号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（森 雅哉君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第39号 業務委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町小中一貫校建設事業の基本・実施設計業務委託契約の締結に関して、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください

いますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） 議案第39号 業務委託契約の締結につきまして、詳細説明を申し上げます。

本契約は、千代田町小中一貫校建設事業基本計画に基づき、千代田町小中一貫校建設事業の基本・実施計画を行うための契約でございます。基本設計は、本町の整備方針や法規制などを踏まえ、建物の大枠となりますコンセプト、用途、構造、教室の配置、間取り、デザインなどを決定し、それを図面化するもので、実施設計に移行する前の段階として、計画の可否や工事の方向性を決めるための重要な役割となります。

実施設計は、基本設計に基づきまして、校舎を実際に施工するために必要な詳細な設計図面、設計図や仕様書、各種計算書などとなりますけれども、これらを作成する業務となります。実施設計図書には、意匠図、構造図、設計図などの図面に加えまして、使用する材料、製品名、仕上げなどを具体的に記した仕様書が含まれることとなります。この段階によりまして詳細な情報が確定することで、最終的な工事費の算出、町と建設業者との工事請負契約の締結、そして自治体への建築確認の申請が可能となるものでございます。

なお、本契約の成立につきましては、議会の議決の日とさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 教えていただきたいということなのですけれども、このお金を払うことによって、いわゆる普通の、例えば民間でいえば家を建てるときの建物図面だとか、配管図だとか、電気図面だとか、いろいろありますけれども、そういうのが出来上がるということなのですけれども、それができたときに、多分教育委員会なり学校の現場の先生とかで、図面を見ながらもむと思うのです。ここはやっぱりこうだったほうがいいのではないかとか、こっちを広くしてほしいとかってあると思うのです。それはちなみに設計変更というか、それというのは何回まで予算内でしてくれるとかということがあるのですか。

というのは公共事業分からないので教えていただきたいのですけれども、例えば民間であれば、普通の1軒の家であれば、例えばリビングをもうちょっと広くしたいのだよねというと、図面書き直しになるではないですか。そういうときに、業者によっては2回まで、3回までは無料だけれども、それ以上直すのだったらお金かかりますよみたいなことがあるのですけれども、その辺何回ぐらいま

でオーケーしていただいているのかということと、やはりよりよいものを造るためにいろいろな方と相談して、後になってこんなはずではなかったということのないように設計してもらいたいというのが私の考えなので、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

まず、図面の修正といいますか、何回までということですけれども、こちらの図面を描く段階で、基本的には基本計画がございますので、基本計画にのっとって図面を作成していただくのですけれども、その中で、まず現状子供たちのアンケートを取っております。子供たちの目線ももちろん必要なのですけれども、やはりそれだけではなくて、先生の意向というのも十分取り入れていく必要があると思います。そんな中で完成した図面を精査するというか、その前段階で作りながらというのもやっていかないと、できたものを、ではもう一つ教室を増やしましょうとか、特別教室を増やしましようとすると、更に枠を増やしていくというような、後手に回るようなことはしたくありませんので、相談をしながら、完成に向けて近づけていければと思っております。

そして、先ほどもありましたとおり多くの方の意見、これは先ほど申し上げた子供目線もそうですし、先生の目線もそうだと思います。私ども在り方検討委員会ということで、正副議長さんも出席していただいたりとか、行政関係者はもちろん教育委員さん、あるいは教育長経験者にも入っていただいて、それぞれの意見を出していただきつつ、それが全てかなえられるかどうかはいずれにしましても、多くの意見を聞いて図面を作り上げていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 公共事業の件なのですけれども、これ一般家庭の建築とまたちょっと違うのですね、流れが。まず、ここに至るまでは、いろいろアンケートを取ったり、先ほど局長が述べたようにアンケートを取ったり、いろんなことを先生方、教育現場に携わる方にいろいろアンケートを取って意見を聴取しました。その結果、それを設計屋さんにお話します。お話しした中で、まず概略の設計が出てくるわけです。それを我々サポートしていただいているのが、群馬県の技術センターというところ。我々プロはいませんから、建築のほうは。いないですから、それをサポートしていただいているのが、また別組織である群馬県の技術センター、ここにはプロフェッショナルが大変います。資金もかかるのですけれども、その方たちに我々はサポートしていただきながら、教育委員会と打合せをしていくということなのです。

その上で、今回基本・実施設計業務委託というのを、皆さんの手元にも資料があると思うのですけれども、この契約を業務委託をさせていただきたいと。いろんなことを想定するわけです。そうしま

すと、万が一この業者が、受けた業者がもし会社が倒産してしまったという場合も、近隣でも2つの自治体が、板倉、邑楽町もありましたから、そのようなことも我々考えなくてはならないわけです。一般の家庭ですと、そういうことは考えないわけです。一般の住宅ですとね。

それを考えて、この4番に契約保証金とあるでしょう。2,471万円という、これが契約保証金になるのです。契約を行いますと、東日本保証協会というのがございます。業者のはうがそこに契約保証金等を積んで、更にそこから認められた、発注者と受注者がお互いに判断をつき合って、それで書類ができます。その書類をついた上で、先方が前払金を予定しているならば、前払金もそこで払える状況になっていくわけです。最後は我々も、前払金もそうですけれども、中間払いというのも、たしか2年、3年前も、千代田町も大型のプロジェクトの工事に関しては、はい、工事が終わりました、はい、完成了しましたと、それで皆払いではなくて、中間払い。1回、2回、3回の中間払いも、これは皆さんにもお示ししたように、そうでないと業者も大型プロジェクトですから、設計屋さんもそうです、施工業者もそうです。そのようなことで公共事業というのは成り立っているわけです。

その中で、これから行う基本・実施設計のほかに、更には今度詳細設計というのもあるのです。詳細設計というのは、先ほど大谷議員が述べたように、例えばこのところを、廊下をもう少し広くしたほうがいいのではないかとか、そういう意見を、この実施設計を基に皆さんで議論しながら、よりいい建物を造っていかなければと、こう考えています。

これで終わりではないのです。これが終わりでなく、この後に今度詳細設計で細かい部分、電気はどういう電気にしたほうがいいかとか、ガラスはどういうふうにしたほうがいいかとか、こういうのもある程度詳細設計で出していただいて、その前に議論をしながら、こうしたほうがいいだろう、ああしたほうがいいだろうと議論を重ねながら、それで皆さんの意見を聞きながら、よりよい建物を造っていかなければと、こう考えています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 業務委託契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

### ○町長挨拶

○議長（森 雅哉君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 令和7年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月4日から本日までの9日間にわたり、令和6年度各会計の決算の認定をはじめ、補正予算や各種条例改正、そして先ほどの追加議案など、全ての案件につきまして原案どおり決定いただき、ありがとうございました。また、会期中、ご意見、ご提言のありました点など、今後の行政運営に心して努めてまいりたいと存じます。

現在、物価高騰や円安の影響などにより、我々の家計は逼迫するなど厳しい状況が続いております。海外に目を向けてみると、依然としてウクライナ情勢や中東情勢の不安定さが世界経済にも影響を与えています。私たちの生活にも間接的に波及しております。

このような中、町といたしましても住民の皆様の暮らしを守るため、物価高騰対策や、地域経済の活性化に向けた事業を展開しているところであります。また、来年度に向けた予算編成のほか、千代田町のにぎわい創出と新たなステージを目指して、赤岩市地区活性化事業、なかさと拠点整備事業、東部住宅団地拠点整備事業、そして小中一貫校建設事業、都市計画道路、また利根川新橋事業など、将来を見据えたまちづくりを引き続きを推し進めてまいりたいと思います。また、工業団地についても、予定どおり順調に進んでおります。皆さんに報告をしておきたいと思います。

さて、話題を変えますが、昨年度9月議会定例会にタブレットを導入してから1年が経過いたしましたが、執行部側においても議会関係だけでなく、タブレットを活用できそうなときには積極的に利用しながらペーパーレスに努めているところであります。議会側におきましても、タブレットの利活用など、引き続き試行錯誤を重ねていただき、よりよい議会運営を期待いたします。

例年8月上旬に行われていた千代田町レガッタ大会であります。近年の猛暑などを考慮し、1か月期間を遅くし、今月7日に利根川瀬戸井地先において実施いたしました。当日は天候にも恵まれ、選手たちは暑さにも負けず熱戦を繰り広げ、ほかにもバナナボートやカヌー体験など、にぎわいを見せておりました。

また、毎年8月18日に開催しております「千代田の祭川せがき」におきましても、開始直前に突風によるテントの破損被害がありました。それに関連したけが人などの報告はなく、悪天候も懸念されましたが、最後まで無事に終えることができました。昨年に引き続き、今年も花火を間近で見るこ

とのできる特別観覧席を3種類設けたほか、特別協賛を賜り、フィナーレ花火の実施、そして水難者の供養である読経や灯籠流しなど、今年も来場者の心に残る川せがきになったものと思っております。ご寄附を賜りました企業や個人の皆様をはじめ、議員各位、関係者の皆様のお力添えを賜り、伝統ある川せがきを継承することができました。この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。大変お世話になりました。

既に各種メディアでご承知のとおり、今月7日、内閣総理大臣である石破茂氏が辞任を表明し、後任の総裁選として10月4日に投開票を行うことで正式決定されました。現在、利根川新橋建設促進期成同盟会を中心として、関係各位にご協力をいただきながら、早期着工、架橋に向けて取り組んでいるところであります。一日でも早い着工に向けて、国のほうへ要望活動を実施するため、現在段取りを行っているところであります。日程などが決まりましたら、議員各位にお力添えを賜りたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

なお、今月15日と16日において、熊谷市の秦公民館におきまして、利根川新橋アクセス道路ルート（案）に関するオープンハウス型説明会が開催されます。また、今月30日には第4回道づくり会議が役場庁舎の大会議室において実施されます。いずれの内容につきましても、ぜひ足を運んでいただき、利根川新橋の進捗状況を確認してほしいと思います。

そして今年は、隔年で実施している町の防災訓練を10月19日に実施いたします。訓練の内容については、前回とほぼ変わりありませんが、有事の際に備えるため、定期的に訓練を行うことが重要でありますので、ぜひとも多くの方に参加いただきたいと存じます。機会があるたびにお話ししておりますが、行政は万能ではありません。自助である、自分の命は自分で守るを念頭に置いていただきながら、日々の生活を過ごしてほしいと思います。

最後になりますが、私たち置かれた立場で、町の将来に向け、前へ前へ前進していこうではありませんか。何もしなければ批判は出ません。何かアクションを起こしたり、何かを行うことによって批判は、これはついて回るものであります。その批判を恐れていては何もできません。何もやらないと衰退なのです。ですので、我々は一丸となって、一歩一歩前に進んでいく覚悟を持って、町政を前へ前へ進めていきたいと、こう考えております。ぜひご理解をしていただければと思います。

結びになりますが、議員各位におかれましては、引き続き健康管理にご留意いただきながら、町政発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

### ○閉会の宣告

○議長（森 雅哉君）　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月4日から本日までの9日間の会期で開催され、4名の議員から一般質問が行われたほか、条例の制定及び改正、補正予算、人事案件、契約締結など数多くの重要案件が提出されま

した。

また、決算審査特別委員会では、令和6年度の各会計の決算について審査が行われました。

議員各位におかれましては、これらの案件に対し、終始熱心にご審議、ご決定を賜り、全議案が滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。

町長をはじめ、執行部の皆様、関係各位には真摯にご対応いただき、厚くお礼を申し上げます。

決算監査報告をいただきました森田代表監査委員におかれましては、お忙しい中ありがとうございました。

また、追加議案として提出された、なかさと拠点整備事業関連工事の補正予算、東部住宅団地拠点整備事業の工事請負契約締結、並びに小中一貫校等の基本実施設計の業務委託契約締結に関する議案が可決されました。

町の活性化に向けて、今後も引き続き計画的かつ積極的な事業展開を期待するものであります。

町当局におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見や要望等について考慮していただき、町行政を推進されますようお願いいたします。

議会といたしましても、町民の幸福と町の発展のため、引き続き議会としての役割を果たしてまいります。

結びになりますが、例年なく暑さの厳しい日が続いております。どうか皆様方には一層ご自愛の上、町の更なる発展のため、ますますのご活躍と、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

以上をもちまして、令和7年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 (午前 9時53分)



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和7年 月 日

千代田町議会議長 森 雅哉

①署名議員 酒巻広明

②署名議員 橋本和之